

基本計画書

基本計画											
事項		記入欄						備考			
計画の区分		研究科の専攻の設置									
フリガナ 設置者		コリウダガクテツジン カサワカク 国立大学法人 金沢大学									
フリガナ 大学の名称		カサワカクテツダクイン 金沢大学大学院（Graduate School of Kanazawa University）									
大学の位置		石川県金沢市角間町									
大学の目的		金沢大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。									
新設学部等の目的		法学・政治学領域における基礎的な学術研究能力及び専門の実務能力を備えた、独創性豊かな研究者又は高度専門職業人を養成することを目的とする。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員 年次人	収容定員	学位又は 称号	開設時期及び 開設年次	所在地			
	法学研究科 [Graduate School of Law]							石川県金沢市角間町			
	法学・政治学専攻 [Division of Law and Politics]	2	8	—	16	修士（法学） [Master of Law] 又は 修士（政治学） [Master of Politics]	令和2年4月 第1年次				
	計		8	—	16						
同一設置者内における変更状況 （定員の移行、名称の変更等）		平成31年4月 併せて「法務研究科」から「法学研究科」へ研究科の名称変更申請を行う。 【大学院課程】 新学術創成研究科 融合科学共同専攻（博士後期課程）〔新設〕（14）〔平成31年4月 事前伺い〕 ナノ生命科学専攻（博士前期課程）〔新設〕（6）〔平成31年4月 事前伺い〕 ナノ生命科学専攻（博士後期課程）〔新設〕（6）〔平成31年4月 事前伺い〕									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数					
	法学研究科 法学・政治学専攻	講義 141 科目	演習 129 科目	実験・実習 4 科目	計 274 科目	30 単位					
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等						兼任 教員等	
				教授	准教授	講師	助教	計	助手		
	新設	新学術創成研究科			人	人	人	人	人	人	
		融合科学共同専攻（博士後期課程）			13 (13)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	22 (22)
		ナノ生命科学専攻（博士前期課程）			6 (6)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	23 (23)
		ナノ生命科学専攻（博士後期課程）			6 (6)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	11 (11)
		法学研究科									
		法学・政治学専攻（修士課程）			11 (11)	10 (10)	4 (4)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	65 (65)
	既存	計			30 (30)	19 (19)	4 (4)	4 (4)	57 (57)	0 (0)	— (—)
		人間社会環境研究科									
		人文学専攻（博士前期課程）			27 (27)	20 (20)	1 (1)	1 (1)	49 (49)	0 (0)	30 (30)
		経済学専攻（博士前期課程）			17 (17)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	26 (26)	0 (0)	8 (8)
地域創造学専攻（博士前期課程）			23 (23)	28 (28)	2 (2)	2 (2)	55 (55)	0 (0)	9 (9)		
国際学専攻（博士前期課程）			15 (15)	13 (13)	1 (1)	1 (1)	30 (30)	0 (0)	6 (6)		
要分	人間社会環境学専攻（博士後期課程）			75 (75)	23 (23)	1 (1)	0 (0)	99 (99)	0 (0)	2 (2)	

教 員 組 の 概 要	既 員 組 の 概 要	自然科学研究科							
		数物科学専攻（博士前期課程）	23 (23)	15 (15)	2 (2)	10 (10)	50 (50)	0 (0)	66 (66)
		数物科学専攻（博士後期課程）	23 (23)	15 (15)	2 (2)	0 (0)	40 (40)	0 (0)	2 (2)
		物質化学専攻（博士前期課程）	13 (13)	17 (17)	0 (0)	12 (12)	42 (42)	0 (0)	78 (78)
		物質化学専攻（博士後期課程）	14 (14)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	2 (2)
		機械科学専攻（博士前期課程）	25 (25)	14 (14)	1 (1)	16 (16)	56 (56)	0 (0)	62 (62)
		機械科学専攻（博士後期課程）	25 (25)	16 (16)	1 (1)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	2 (2)
		電子情報科学専攻（博士前期課程）	17 (17)	17 (17)	3 (3)	6 (6)	43 (43)	0 (0)	54 (54)
		電子情報科学専攻（博士後期課程）	18 (18)	18 (18)	3 (3)	0 (0)	39 (39)	0 (0)	3 (3)
		環境デザイン学専攻（博士前期課程）	13 (13)	9 (9)	2 (2)	7 (7)	31 (31)	0 (0)	58 (58)
		環境デザイン学専攻（博士後期課程）	14 (14)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	2 (2)
		自然システム学専攻（博士前期課程）	22 (22)	20 (20)	1 (1)	17 (17)	60 (60)	0 (0)	62 (62)
		自然システム学専攻（博士後期課程）	21 (21)	21 (21)	1 (1)	0 (0)	43 (43)	0 (0)	2 (2)
		医薬保健学総合研究科							
		医科学専攻（修士課程）	45 (45)	38 (38)	9 (9)	1 (1)	93 (93)	0 (0)	7 (7)
		医学専攻（博士課程）	37 (37)	27 (27)	24 (24)	0 (0)	88 (88)	0 (0)	5 (5)
		薬学専攻（博士課程）	6 (6)	4 (6)	0 (0)	4 (4)	14 (14)	0 (0)	1 (1)
		創薬科学専攻（博士前期課程）	12 (12)	20 (20)	0 (0)	17 (17)	49 (49)	0 (0)	1 (1)
		創薬科学専攻（博士後期課程）	8 (8)	17 (17)	0 (0)	14 (14)	39 (39)	0 (0)	1 (1)
		保健学専攻（博士前期課程）	31 (31)	20 (20)	0 (0)	22 (22)	73 (73)	0 (0)	17 (17)
		保健学専攻（博士後期課程）	31 (31)	17 (17)	0 (0)	4 (4)	52 (52)	0 (0)	0 (0)
		先進予防医学研究科							
		先進予防医学共同専攻（博士課程）	14 (14)	10 (10)	1 (1)	4 (4)	29 (29)	0 (0)	49 (49)
		新学術創成研究科							
		融合科学共同専攻（博士前期課程）	14 (14)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	90 (90)
		法学研究科							
		法務専攻（専門職学位課程）	7 (7)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	52 (52)
		教職実践研究科							
		教職実践高度化専攻（専門職学位課程）	12 (12)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	17 (17)
		計	609 (609)	451 (451)	57 (57)	141 (141)	1,258 (1,258)	0 (0)	— (—)
		合 計	639 (639)	470 (470)	61 (61)	145 (145)	1,315 (1,315)	0 (0)	— (—)
教員以外の職員の概要		職 種	専 任		兼 任		計		
		事 務 職 員	425 (425)		448 (448)		873 (873)		
		技 術 職 員	1,037 (1,037)		511 (511)		1,548 (1,548)		
		図 書 館 専 門 職 員	12 (12)		4 (4)		16 (16)		
		そ の 他 の 職 員	5 (5)		237 (237)		242 (242)		
		計	1,479 (1,479)		1,200 (1,200)		2,679 (2,679)		

平成31年4月
研究科の専攻に係
る課程の変更届出
(予定)

平成31年4月
研究科名称変更届
出 (予定)

大学全体

校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		大学全体		
	校 舎 敷 地		731,780 m ²		0 m ²		0 m ²		731,780 m ²				
	運 動 場 用 地		103,704 m ²		0 m ²		0 m ²		103,704 m ²				
	小 計		835,484 m ²		0 m ²		0 m ²		835,484 m ²				
	そ の 他		1,805,514 m ²		0 m ²		0 m ²		1,805,514 m ²				
	合 計		2,640,998 m ²		0 m ²		0 m ²		2,640,998 m ²				
校 舎			専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		大学全体		
			283,269 m ² (283,269 m ²)		0 m ² (0 m ²)		0 m ² (0 m ²)		283,269 m ² (283,269 m ²)				
教室等		講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体	
		133室		194室		910室		8室 (補助職員0人)		6室 (補助職員0人)			
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称					室 数					
			法学研究科 法学・政治学専攻					25 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点		視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	研究科単位で特 定不能のため、 大学全体の数量	
	法学研究科 法学・政治学専攻		1,928,640 [682,093] (1,928,640 [682,093])		36,120 [14,378] (36,120 [14,378])		8,007 [6,773] (8,007 [6,773])		8,154 (8,154)	8,063 (8,063)	230 (230)		
	計		1,928,640 [682,093] (1,928,640 [682,093])		36,120 [14,378] (36,120 [14,378])		8,007 [6,773] (8,007 [6,773])		8,154 (8,154)	8,063 (8,063)	230 (230)		
図書館			面積			閲覧座席数			収 納 可 能 冊 数			大学全体	
			19,793 m ²			2,187			1,625,424				
体育館			面積			体育館以外のスポーツ施設の概要							
			6,295 m ²			可動屋根付プール (1,193m ²)			弓道場 (162m ²)				
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費による		
		教員1人当り研究費等			－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
		共 同 研 究 費 等			－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
		図 書 購 入 費		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
		設 備 購 入 費		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次					
			－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円					
学生納付金以外の維持方法の概要				－									
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		金沢大学										平成30年度より入 学定員減 (△50) 平成30年度より入 学定員増 (10) 平成30年度より入 学定員増 (15)
	学 部 等 の 名 称		修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地			
	人間社会学域		年	人	年次 人	人		倍		石川県金沢市角間町			
	人文学類		4	145	—	580	学士 (文学)	1.02	平成20年度				
	法学類		4	170	3年次 10人	700	学士 (法学)	1.00	平成20年度				
	経済学類		4	135	—	640	学士 (経済学)	1.02	平成20年度				
	学校教育学類		4	100	—	400	学士 (教育学)	1.03	平成20年度				
	地域創造学類		4	90	—	340	学士 (地域創造 学)	1.04	平成20年度				
	国際学類		4	85	—	310	学士 (国際学)	1.05	平成20年度				
	理工学域									石川県金沢市角間町			
	数物科学類		4	84	3年次 5人	336	学士 (理学)	1.03	平成20年度				
	物質化学類		4	81	3年次 4人	324	学士 (理学又は 工学)	1.03	平成20年度				
	機械工学類		4	100	3年次 10人	200	学士 (工学)	1.01	平成30年度				
	フロンティア工学類		4	110	3年次 5人	220	学士 (工学)	1.01	平成30年度				
	電子情報通信学類		4	80	3年次 7人	160	学士 (工学)	1.02	平成30年度				
	地球社会基盤学類		4	100	3年次 7人	200	学士 (理学又は 工学)	1.02	平成30年度				

既設大学等の状況	生命理工学類	4	59	3年次 2人	118	学士（理学又は工学）	1.00	平成30年度		
	機械工学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止
	電子情報学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止
	環境デザイン学類	4	—	—	—	学士（工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止
	自然システム学類	4	—	—	—	学士（理学又は工学）	—	平成20年度		平成30年度より学生募集停止
	医薬保健学類									
	医学類	6	112	2年次 5人	697	学士（医学）	1.00	平成20年度	石川県金沢市宝町13-1	
	薬学類	6	35	—	210	学士（薬学）		平成20年度	石川県金沢市角間町	
	創薬科学類	4	40	—	160	学士（創薬科学）	1.02	平成20年度	石川県金沢市角間町	
	保健学類							平成20年度	石川県金沢市小立野5-11-80	
	看護学専攻	4	80	3年次 10人	340	学士（看護学）	1.02			
	放射線技術科学専攻	4	40	3年次 5人	170	学士（保健学）	1.01			
	検査技術科学専攻	4	40	3年次 5人	170	学士（保健学）	0.96			
	理学療法学専攻	4	20	3年次 5人	90	学士（保健学）	0.88			
	作業療法学専攻	4	20	3年次 5人	90	学士（保健学）	0.89			
	人間社会環境研究科								石川県金沢市角間町	
	人文学専攻 （博士前期課程）	2	23	—	46	修士（文学又は学術）	0.86	平成24年度		
	法学・政治学専攻 （博士前期課程）	2	8	—	16	修士（法学又は政治学）	0.37	平成24年度		
	経済学専攻 （博士前期課程）	2	6	—	12	修士（経済学，経営学又は学術）	1.16	平成24年度		平成30年度より入学定員減（△2）
	地域創造学専攻 （博士前期課程）	2	14	—	28	修士（地域創造学又は学術）	1.03	平成24年度		平成30年度より入学定員増（6）
	国際学専攻 （博士前期課程）	2	10	—	20	修士（国際学又は学術）	0.85	平成24年度		平成30年度より入学定員増（2）
	人間社会環境学専攻 （博士後期課程）	3	12	—	36	博士（社会環境学，文学，法学，政治学，経済学又は学術）	1.22	平成18年度		
	自然科学研究科								石川県金沢市角間町	
	数物科学専攻 （博士前期課程）	2	56	—	112	修士（理学又は学術）	0.93	平成24年度		
	（博士後期課程）	3	15	—	45	博士（理学又は学術）	0.62	平成16年度		
	物質化学専攻 （博士前期課程）	2	57	—	114	修士（理学，工学又は学術）	1.14	平成24年度		
	（博士後期課程）	3	14	—	42	博士（理学，工学又は学術）	0.45	平成26年度		
	機械科学専攻 （博士前期課程）	2	90	—	180	修士（工学又は学術）	1.08	平成24年度		
	（博士後期課程）	3	25	—	75	博士（工学又は学術）	0.56	平成26年度		

既設大学等の状況	電子情報科学専攻								
	(博士前期課程)	2	67	—	134	修士(工学又は学術)	1.08	平成24年度	
	(博士後期課程)	3	18	—	54	博士(工学又は学術)	0.53	平成16年度	
	環境デザイン学専攻								
	(博士前期課程)	2	40	—	80	修士(工学又は学術)	1.16	平成24年度	
	(博士後期課程)	3	10	—	30	博士(工学又は学術)	1.03	平成26年度	
	自然システム学専攻								
	(博士前期課程)	2	67	—	134	修士(理学, 工学又は学術)	1.04	平成24年度	
	(博士後期課程)	3	21	—	63	博士(理学, 工学又は学術)	0.52	平成26年度	
	システム創成科学専攻								
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(工学又は学術)	—	平成16年度	平成26年度より学生募集停止
	物質科学専攻								
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(理学, 工学又は学術)	—	平成16年度	平成26年度より学生募集停止
	環境科学専攻								
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(理学, 工学又は学術)	—	平成16年度	平成26年度より学生募集停止
	医薬保健学総合研究科								
	医科学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(修士課程)	2	15	—	30	修士(医科学)	1.06	平成24年度	
	医学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(博士課程)	4	64	—	256	博士(医学)	0.99	平成28年度	
	薬学専攻								石川県金沢市角間町
	(博士課程)	4	4	—	16	博士(薬学又は学術)	0.87	平成24年度	
	創薬科学専攻								石川県金沢市角間町
	(博士前期課程)	2	38	—	76	修士(創薬科学)	1.11	平成24年度	
	(博士後期課程)	3	11	—	33	博士(創薬科学又は学術)	0.75	平成24年度	
	保健学専攻								石川県金沢市小立野5-11-80
	(博士前期課程)	2	70	—	140	修士(保健学)	0.78	平成24年度	
	(博士後期課程)	3	25	—	75	博士(保健学)	1.10	平成24年度	
	脳医科学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度	平成26年度より学生募集停止
	がん医科学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度	平成26年度より学生募集停止
	循環医科学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度	平成26年度より学生募集停止
	環境医科学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成24年度	平成26年度より学生募集停止
既設大学等の状況	医学系研究科								
	脳医科学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成13年度	平成24年度より学生募集停止
	がん医科学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成13年度	平成24年度より学生募集停止
	循環医科学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学, 医薬学又は学術)	—	平成13年度	平成24年度より学生募集停止
	環境医科学専攻								石川県金沢市宝町13-1
	(博士課程)	4	—	—	—	博士(医学又は学術)	—	平成13年度	平成24年度より学生募集停止
	保健学専攻								石川県金沢市小立野5-11-80
	(博士後期課程)	3	—	—	—	博士(保健学)	—	平成14年度	平成24年度より学生募集停止

既設大学等の状況	先進予防医学研究科 先進予防医学共同専攻 (博士課程)	4	12	—	48	博士（医学）	1.03	平成28年度	石川県金沢市宝町13-1	
	新学術創成研究科 融合科学共同専攻 (修士課程)	2	14	—	28	修士（融合科学）	1.03	平成30年度	石川県金沢市角間町	
	法務研究科 法務専攻 (専門職学位課程)	3	15	—	45	法務博士（専門職）	0.57	平成16年度	石川県金沢市角間町	
	教職実践研究科 教職実践高度化専攻 (専門職学位課程)	2	15	—	30	教職修士（専門職）	0.99	平成28年度	石川県金沢市角間町	
	附属施設の概要	名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属幼稚園 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、幼稚園教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地3,717㎡ 建物925㎡ 名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属小学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、小学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地24,757㎡ 建物7,545㎡ 名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属中学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、中学校教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地26,470㎡ 建物7,524㎡ 名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属高等学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、高等普通教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、本学学生で高等学校教員となることを志望するものに教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市平和町1-1-15 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地24,932㎡ 建物6,273㎡ 名称：金沢大学人間社会学域学校教育学類附属特別支援学校 目的：教育基本法及び学校教育法に則り、特別支援学校の教育を施すとともに、これに関する研究及び実証を行い、かつ、学類学生に教育実習を行わせる。 所在地：石川県金沢市東兼六町2-10 設置年月：昭和39年4月 規模等：土地10,517㎡ 建物4,813㎡ 名称：金沢大学附属病院 目的：医学の教育、研究及び診療を行う。 所在地：石川県金沢市宝町13-1 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地68,957㎡ 建物89,936㎡ 名称：金沢大学附属図書館 目的：教育、研究及び学習に必要な図書館資料を収集、整理、保存し、主として金沢大学の教職員及び学生の利用に供するとともに、一般利用者にも必要な学術情報を提供する。 所在地：石川県金沢市角間町（中央図書館及び自然科学系図書館） 石川県金沢市宝町13-1（医学図書館） 石川県金沢市小立野5-11-80（保健学類図書館） 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地12,302㎡ 建物19,793㎡								

附属施設の概要	名 称：金沢大学がん進展制御研究所 目 的：全国共同利用・共同研究拠点として唯一のがん研究に特化した拠点としての活動を推進するとともに，大学院医薬保健学総合研究科大学院生の研究指導の協力を行う。 所 在 地：石川県金沢市角間町 設置年月：昭和42年6月 規 模 等：土地3,353㎡ 建物5,035㎡ 名 称：金沢大学医薬保健学域薬学類・創薬科学類附属薬用植物園 目 的：薬学生教育の場として，生薬や薬用植物に対する知識を深めるため，薬用植物の観察，栽培，収穫などの実習を行う。 所 在 地：石川県金沢市角間町 設置年月：昭和44年4月 規 模 等：土地21,766㎡ 建物150㎡	
----------------	---	--

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の出定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 6 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

金沢大学 設置申請に係わる組織の移行表

平成31年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
金沢大学				金沢大学				
人間社会学域				人間社会学域				
人文学類	145	—	580	人文学類	145	—	580	
法学類	170	3年度10	700	法学類	170	3年度10	700	
経済学類	135	—	540	経済学類	135	—	540	
学校教育学類	100	—	400	学校教育学類	100	—	400	
地域創造学類	90	—	360	地域創造学類	90	—	360	
国際学類	85	—	340	国際学類	85	—	340	
理工学域				理工学域				
数物科学類	84	3年度5	346	数物科学類	84	3年度5	346	
物質化学類	81	3年度4	332	物質化学類	81	3年度4	332	
機械工学類	100	3年度10	420	機械工学類	100	3年度10	420	
フロンティア工学類	110	3年度5	450	フロンティア工学類	110	3年度5	450	
電子情報通信学類	80	3年度7	334	電子情報通信学類	80	3年度7	334	
地球社会基盤学類	100	3年度7	414	地球社会基盤学類	100	3年度7	414	
生命理工学類	59	3年度2	240	生命理工学類	59	3年度2	240	
医薬保健学域				医薬保健学域				
医学類	112	2年度5	637	医学類	100	2年度5	625	臨時定員増の期限がH31年度までのため (R2年度以降は未定)
薬学類	35	—	210	薬学類	35	—	210	
創薬科学類	40	—	160	創薬科学類	40	—	160	
保健学類	200	3年度30	860	保健学類	200	3年度30	860	
計	1,726	2年度5 3年度80	7,323	計	1,714	2年度5 3年度80	7,311	
人間社会環境研究科				人間社会環境研究科				
人文学専攻(M)	23	—	46	人文学専攻(M)	23	—	46	
法学・政治学専攻(M)	8	—	16	法学・政治学専攻(M)	0	—	0	令和2年4月学生募集停止
経済学専攻(M)	6	—	12	経済学専攻(M)	6	—	12	
地域創造学専攻(M)	14	—	28	地域創造学専攻(M)	14	—	28	
国際学専攻(M)	10	—	20	国際学専攻(M)	10	—	20	
人間社会環境学専攻(D)	12	—	36	人間社会環境学専攻(D)	12	—	36	
自然科学研究科				自然科学研究科				
数物科学専攻(M)	56	—	112	数物科学専攻(M)	56	—	112	
数物科学専攻(D)	15	—	45	数物科学専攻(D)	15	—	45	
物質化学専攻(M)	57	—	114	物質化学専攻(M)	57	—	114	
物質化学専攻(D)	14	—	42	物質化学専攻(D)	14	—	42	
機械科学専攻(M)	90	—	180	機械科学専攻(M)	90	—	180	
機械科学専攻(D)	25	—	75	機械科学専攻(D)	25	—	75	
電子情報科学専攻(M)	67	—	134	電子情報科学専攻(M)	67	—	134	
電子情報科学専攻(D)	18	—	54	電子情報科学専攻(D)	18	—	54	
環境デザイン学専攻(M)	40	—	80	環境デザイン学専攻(M)	40	—	80	
環境デザイン学専攻(D)	10	—	30	環境デザイン学専攻(D)	10	—	30	
自然システム学専攻(M)	67	—	134	自然システム学専攻(M)	67	—	134	
自然システム学専攻(D)	21	—	63	自然システム学専攻(D)	21	—	63	
医薬保健学総合研究科				医薬保健学総合研究科				
医科学専攻(M)	15	—	30	医科学専攻(M)	15	—	30	
医学専攻(D)	64	—	256	医学専攻(D)	64	—	256	
薬学専攻(D)	4	—	16	薬学専攻(D)	4	—	16	
創薬科学専攻(M)	38	—	76	創薬科学専攻(M)	38	—	76	
創薬科学専攻(D)	11	—	33	創薬科学専攻(D)	11	—	33	
保健学専攻(M)	70	—	140	保健学専攻(M)	70	—	140	
保健学専攻(D)	25	—	75	保健学専攻(D)	25	—	75	
新学術創成研究科				新学術創成研究科				
融合科学共同専攻(M)	14	—	28	融合科学共同専攻(M)	14	—	28	
				融合科学共同専攻(D)	14	—	42	専攻の課程の変更(事前伺い)(修一博)
				ナノ生命科学専攻(M)	6	—	12	研究科の専攻の設置(事前伺い)
				ナノ生命科学専攻(D)	6	—	18	
先進予防医学研究科				先進予防医学研究科				
先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	先進予防医学共同専攻(D)	12	—	48	
法務研究科				法務研究科				
法務専攻(P)	15	—	45	法務専攻(P)				「法務研究科」→「法学研究科」 事前伺い(名称変更(研究科))
教職実践研究科				教職実践研究科				
教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	教職実践高度化専攻(P)	15	—	30	
計	836	—	1,998	計	862	—	2070	

教 育 課 程 等 の 概 要															
(大学院法学研究科法学・政治学専攻)															
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
基 盤 科 目 群	留学生向け	日本法入門	1①～②		2		○			6	6	1			オムニバス
		日本法入門（英）	1③～④		2		○			1					
	大学院G S 科目（1単位（研究者倫理）必修，その他2単位選択必修）	研究者倫理	1①	1			○			1					兼3 共同
		法学・政治学研究入門	1①		1		○			1	2				オムニバス・共同（一部）
		課題発見・解決論基礎	1②		1		○								オムニバス・共同（一部）
		人間社会論文作成基礎	1④		1		○								オムニバス
先端地域創造講義		1③		1		○								オムニバス	
	国際学とグローバル化	1④		1		○								オムニバス	
小計（8科目）			-	1	9	0	-			5	9	1	0	0	兼23
専 門 基 礎 科 目 群 （4単位以上選択必修）	基 礎 法 学	法理学特論Ⅰ	1①		1		○			1					
		法理学特論Ⅱ	1②		1		○			1					
		法理学特論Ⅲ	1③		1		○			1					
		法理学特論Ⅳ	1④		1		○			1					
		日本法制史特論Ⅰ	1①		1		○				1				
		日本法制史特論Ⅱ	1②		1		○				1				
		日本法制史特論Ⅲ	1③		1		○				1				
		日本法制史特論Ⅳ	1④		1		○				1				
		東洋法制史特論Ⅰ	1①		1		○			1					
		東洋法制史特論Ⅱ	1②		1		○			1					
		東洋法制史特論Ⅲ	1③		1		○			1					
		東洋法制史特論Ⅳ	1④		1		○			1					
		外国法特論Ⅰ	1①		1		○			1					
		外国法特論Ⅱ	1②		1		○			1					
		外国法特論Ⅲ	1③		1		○			1					
		外国法特論Ⅳ	1④		1		○			1					
	公 法 学 ・ 社 会 法 学	憲法特論Ⅰ	1①		1		○			1					
		憲法特論Ⅱ	1②		1		○			1					
		憲法特論Ⅲ	1③		1		○			1					
		憲法特論Ⅳ	1④		1		○			1					
		行政法特論Ⅰ	1①		1		○				1				
		行政法特論Ⅱ	1②		1		○				1				
		行政法特論Ⅲ	1③		1		○				1				
		行政法特論Ⅳ	1④		1		○				1				
		税財政法特論Ⅰ	1①		1		○				1				
		税財政法特論Ⅱ	1②		1		○				1				
		税財政法特論Ⅲ	1③		1		○				1				
		税財政法特論Ⅳ	1④		1		○				1				
		国際法特論Ⅰ	1①		1		○			1					
		国際法特論Ⅱ	1②		1		○			1					
		国際法特論Ⅲ	1③		1		○			1					
		国際法特論Ⅳ	1④		1		○			1					
		刑法特論Ⅰ	1①		1		○			1					
		刑法特論Ⅱ	1②		1		○			1					
		刑法特論Ⅲ	1③		1		○			1					
		刑法特論Ⅳ	1④		1		○			1					
		刑事訴訟法特論Ⅰ	1①		1		○				1				
		刑事訴訟法特論Ⅱ	1②		1		○				1				
		刑事訴訟法特論Ⅲ	1③		1		○				1				
		刑事訴訟法特論Ⅳ	1④		1		○				1				
		労働法特論Ⅰ	1①		1		○				1				
		労働法特論Ⅱ	1②		1		○				1				
		労働法特論Ⅲ	1③		1		○				1				
		労働法特論Ⅳ	1④		1		○				1				
		社会保障法特論Ⅰ	1①		1		○			1					
		社会保障法特論Ⅱ	1②		1		○			1					
		社会保障法特論Ⅲ	1③		1		○			1					
		社会保障法特論Ⅳ	1④		1		○			1					

専門基礎科目群（4単位以上選択必修）	民事法学	民法A特論Ⅰ	1①		1		○			1						
		民法A特論Ⅱ	1②		1		○			1						
		民法A特論Ⅲ	1③		1		○			1						
		民法A特論Ⅳ	1④		1		○			1						
		民法B特論Ⅰ	1①		1		○								兼1	
		民法B特論Ⅱ	1②		1		○								兼1	
		民法B特論Ⅲ	1③		1		○								兼1	
		民法B特論Ⅳ	1④		1		○								兼1	
		民事訴訟法特論Ⅰ	1①		1		○				1					
		民事訴訟法特論Ⅱ	1②		1		○				1					
		民事訴訟法特論Ⅲ	1③		1		○				1					
		民事訴訟法特論Ⅳ	1④		1		○				1					
		商取引法特論Ⅰ	1①		1		○				1					
		商取引法特論Ⅱ	1②		1		○				1					
		商取引法特論Ⅲ	1③		1		○				1					
		商取引法特論Ⅳ	1④		1		○				1					
		会社法特論Ⅰ	1①		1		○					1				
		会社法特論Ⅱ	1②		1		○					1				
		会社法特論Ⅲ	1③		1		○					1				
		会社法特論Ⅳ	1④		1		○					1				
		経済法特論Ⅰ	1①		1		○					1				
		経済法特論Ⅱ	1②		1		○					1				
		経済法特論Ⅲ	1③		1		○					1				
		経済法特論Ⅳ	1④		1		○					1				
		国際私法特論Ⅰ	1①		1		○					1				
		国際私法特論Ⅱ	1②		1		○					1				
		国際取引法特論Ⅰ	1③		1		○					1				
		国際取引法特論Ⅱ	1④		1		○					1				
		知的財産法特論Ⅰ	1①		1		○				1					
		知的財産法特論Ⅱ	1②		1		○				1					
		知的財産法特論Ⅲ	1③		1		○				1					
		知的財産法特論Ⅳ	1④		1		○				1					
	政治学	公共政策論特論Ⅰ	1①		1		○				1					
		公共政策論特論Ⅱ	1②		1		○				1					
		公共政策論特論Ⅲ	1③		1		○				1					
		公共政策論特論Ⅳ	1④		1		○				1					
		政治社会学特論Ⅰ	1①		1		○					1				
		政治社会学特論Ⅱ	1②		1		○					1				
		政治社会学特論Ⅲ	1③		1		○					1				
		政治社会学特論Ⅳ	1④		1		○					1				
		政策過程論特論Ⅰ	1①		1		○					1				
		政策過程論特論Ⅱ	1②		1		○					1				
		政策過程論特論Ⅲ	1③		1		○					1				
		政策過程論特論Ⅳ	1④		1		○					1				
		計量政治学特論Ⅰ	1①		1		○			1						
		計量政治学特論Ⅱ	1②		1		○			1						
		計量政治学特論Ⅲ	1③		1		○			1						
		計量政治学特論Ⅳ	1④		1		○			1						
		政治思想史特論Ⅰ	1①		1		○			1						
		政治思想史特論Ⅱ	1②		1		○			1						
		政治思想史特論Ⅲ	1③		1		○			1						
		政治思想史特論Ⅳ	1④		1		○			1						
		政治コミュニケーション論特論Ⅰ	1①		1		○					1				
		政治コミュニケーション論特論Ⅱ	1②		1		○					1				
		政治コミュニケーション論特論Ⅲ	1③		1		○					1				
		政治コミュニケーション論特論Ⅳ	1④		1		○					1				
小計（104科目）			-	0	104	0	-			11	10	4	0	0	兼1	
研究会科目 （研究コースは所属プログラムの研究会4単位必修、高度専門職コースは4単位選択必修）	研究会（基礎法学）Ⅰ	1③～④		2			○			3	1					
	研究会（基礎法学）Ⅱ	2①～②		2			○			3	1					
	研究会（公法学・社会法学）Ⅰ	1③～④		2			○			4	4					
	研究会（公法学・社会法学）Ⅱ	2①～②		2			○			4	4					
	研究会（民事法学）Ⅰ	1③～④		2			○			2	4	1				
	研究会（民事法学）Ⅱ	2①～②		2			○			2	4	1				
	研究会（政治学）Ⅰ	1③～④		2			○			2	1	3				
	研究会（政治学）Ⅱ	2①～②		2			○			2	1	3				
小計（8科目）			-	0	16	0	-			11	10	4	0	0	0	

理論研究科目群（研究コースは4単位以上選択必修）	基礎法学	法理学演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		法理学演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		法理学演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		法理学演習Ⅳ	2④		1			○		1						
		日本法制史演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		日本法制史演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		日本法制史演習Ⅲ	2③		1			○			1					
		日本法制史演習Ⅳ	2④		1			○			1					
		東洋法制史演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		東洋法制史演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		東洋法制史演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		東洋法制史演習Ⅳ	2④		1			○		1						
		外国法演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		外国法演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		外国法演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		外国法演習Ⅳ	2④		1			○		1						
	公法学・社会学	憲法演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		憲法演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		憲法演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		憲法演習Ⅳ	2④		1			○		1						
		行政法演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		行政法演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		行政法演習Ⅲ	2③		1			○			1					
		行政法演習Ⅳ	2④		1			○			1					
		税財政法演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		税財政法演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		税財政法演習Ⅲ	2③		1			○			1					
		税財政法演習Ⅳ	2④		1			○			1					
		国際法演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		国際法演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		国際法演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		国際法演習Ⅳ	2④		1			○		1						
		刑法演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		刑法演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		刑法演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		刑法演習Ⅳ	2④		1			○		1						
		刑事訴訟法演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		刑事訴訟法演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		刑事訴訟法演習Ⅲ	2③		1			○			1					
		刑事訴訟法演習Ⅳ	2④		1			○			1					
		労働法演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		労働法演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		労働法演習Ⅲ	2③		1			○			1					
		労働法演習Ⅳ	2④		1			○			1					
		社会保障法演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		社会保障法演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		社会保障法演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		社会保障法演習Ⅳ	2④		1			○		1						
	民事法学	民法A演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		民法A演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		民法A演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		民法A演習Ⅳ	2④		1			○		1						
		民法B演習Ⅰ	2①		1			○							兼1	
		民法B演習Ⅱ	2②		1			○							兼1	
		民法B演習Ⅲ	2③		1			○							兼1	
		民法B演習Ⅳ	2④		1			○							兼1	
		民事訴訟法演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		民事訴訟法演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		民事訴訟法演習Ⅲ	2③		1			○			1					
		民事訴訟法演習Ⅳ	2④		1			○			1					
		商取引法演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		商取引法演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		商取引法演習Ⅲ	2③		1			○			1					
		商取引法演習Ⅳ	2④		1			○			1					
		会社法演習Ⅰ	2①		1			○				1				
		会社法演習Ⅱ	2②		1			○				1				
		会社法演習Ⅲ	2③		1			○				1				
		会社法演習Ⅳ	2④		1			○				1				

理論研究科目群（研究コースは4単位以上選択必修）	民事法学	経済法演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		経済法演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		経済法演習Ⅲ	2③		1			○			1					
		経済法演習Ⅳ	2④		1			○			1					
		国際私法演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		国際私法演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		国際取引法演習Ⅰ	2③		1			○			1					
		国際取引法演習Ⅱ	2④		1			○			1					
		知的財産法演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		知的財産法演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		知的財産法演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		知的財産法演習Ⅳ	2④		1			○		1						
	政治学	公共政策論演習Ⅰ	2①		1			○			1					
		公共政策論演習Ⅱ	2②		1			○			1					
		公共政策論演習Ⅲ	2③		1			○			1					
		公共政策論演習Ⅳ	2④		1			○			1					
		政治社会学演習Ⅰ	2①		1			○				1				
		政治社会学演習Ⅱ	2②		1			○				1				
		政治社会学演習Ⅲ	2③		1			○				1				
		政治社会学演習Ⅳ	2④		1			○				1				
		政策過程論演習Ⅰ	2①		1			○				1				
		政策過程論演習Ⅱ	2②		1			○				1				
		政策過程論演習Ⅲ	2③		1			○				1				
		政策過程論演習Ⅳ	2④		1			○				1				
		計量政治学演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		計量政治学演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		計量政治学演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		計量政治学演習Ⅳ	2④		1			○		1						
		政治思想史演習Ⅰ	2①		1			○		1						
		政治思想史演習Ⅱ	2②		1			○		1						
		政治思想史演習Ⅲ	2③		1			○		1						
		政治思想史演習Ⅳ	2④		1			○		1						
		政治コミュニケーション論演習Ⅰ	2①		1			○				1				
		政治コミュニケーション論演習Ⅱ	2②		1			○				1				
		政治コミュニケーション論演習Ⅲ	2③		1			○				1				
		政治コミュニケーション論演習Ⅳ	2④		1			○				1				
小計（104科目）			-	0	104	0	-			11	10	4	0	0	兼1	
研究科共通科目群（法務専攻（法科大学院）と合同開講） （高度専門職コースは2単位以上選択必修）	基礎法学・隣接科目群	法理学	1③～④・2③～④		2			○			1					
		日本法制史	1③～④・2③～④		2			○				1				
		東洋法制史	1①・2①		2			○			1					
		英米法	1③・2③		2			○			1					
		刑事政策	1①～②・2①～②		2			○							兼1	
		政治学	1③～④・2③～④		2			○			1					
		選挙管理法制	1③・2③		1			○							兼1	
		危機管理・復興法制	1②～③・2②～③		2			○							兼1	
		政策法務	1④・2④		1			○							兼1	
	展開・先端科目群	租税法Ⅰ	1③～④・2③～④		2			○								兼1
		租税法Ⅱ	1①～②・2①～②		2			○							兼1	
		国際法	1③～④・2③～④		2			○			1					
		消費者法	1①～②・2①～②		2			○				1			兼2	オムニバス
		医事法	1①～②・2①～②		2			○							兼3	オムニバス
		紛争とその法的解決Ⅰ	1①～②・2①～②		2			○							兼15	オムニバス
		紛争とその法的解決Ⅱ	1③～④・2③～④		2			○							兼14	オムニバス
		民事保全・執行法	1③～④・2③～④		2			○							兼1	
		倒産法Ⅰ	1①～②・2①～②		2			○							兼1	
		倒産法Ⅱ	1③～④・2③～④		2			○							兼1	
		社会保障法	1①～②・2①～②		2			○			1					
		労働法Ⅰ	1①～②・2①～②		2			○							兼1	
		労働法Ⅱ	1③～④・2③～④		2			○							兼1	
		経済法	1①～②・2①～②		2			○				1				
		国際私法	1①～②・2①～②		2			○				1				
		国際取引法	1①～②・2①～②		2			○							兼1	集中
		知的財産法	1③～④・2③～④		2			○							兼2	オムニバス・共同（一部）
		法医学	1③～④・2③～④		2			○							兼1	
		交渉学	1①・2①		2			○			1					
		ビジネス法務	1①～②・2①～②		2			○							兼1	
		法律外国語研修	1③～④		2				○		1					
		インターンシップ	1①～②・2①～②		1				○		1				兼1	
		法教育実習	1①～②・2①～②		1				○						兼1	
小計（32科目）			-	0	60	0	-			6	4	0	0	0	兼41	

専（研究 門職 コ ー ス は 論 文 指 導 Ⅰ ～ Ⅷ の 8 単 位 必 修 、 高 度 Ⅵ 度	論文指導（法学）Ⅰ	1①	1			○		9	9	1				
	論文指導（法学）Ⅱ	1②	1			○		9	9	1				
	論文指導（法学）Ⅲ	1③	1			○		9	9	1				
	論文指導（法学）Ⅳ	1④	1			○		9	9	1				
	論文指導（法学）Ⅴ	2①	1			○		9	9	1				
	論文指導（法学）Ⅵ	2②	1			○		9	9	1				
	論文指導（法学）Ⅶ	2③	1			○		9	9	1				
	論文指導（法学）Ⅷ	2④	1			○		9	9	1				
	論文指導（政治学）Ⅰ	1①	1			○		2	1	3				
	論文指導（政治学）Ⅱ	1②	1			○		2	1	3				
	論文指導（政治学）Ⅲ	1③	1			○		2	1	3				
	論文指導（政治学）Ⅳ	1④	1			○		2	1	3				
	論文指導（政治学）Ⅴ	2①	1			○		2	1	3				
	論文指導（政治学）Ⅵ	2②	1			○		2	1	3				
	論文指導（政治学）Ⅶ	2③	1			○		2	1	3				
	論文指導（政治学）Ⅷ	2④	1			○		2	1	3				
	プロジェクト研究	1③～④・2③～④	2			○		11	10	4				
	インターンシップⅡ	1①～②・2①～②	1				○	1						
小計（18科目）		-	0	19	0	-		11	10	4	0	0	0	
合計（274科目）		-	1	312	0	-		11	10	4	0	0	兼65	-
学位又は称号		修士（法学，政治学）			学位又は学科の分野			法学関係						
卒業要件及び履修方法					授業期間等									
研究コース：2年以上在学し，大学院G S科目3単位（必修科目1単位，選択必修科目2単位），所属プログラムの専門基礎科目群から4単位以上，所属プログラムの研究会科目4単位，所属プログラムの理論研究科目群から4単位以上，研究指導科目8単位（論文指導Ⅰ～Ⅷ）を含む合計30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格すること。					1学年の学期区分					4学期				
					1学期の授業期間					8週				
					1時限の授業時間					90分				
高度専門職コース：2年以上在学し，大学院G S科目3単位（必修科目1単位，選択必修科目2単位），専門基礎科目群から4単位以上，研究会科目から4単位，研究科共通科目群から2単位以上，研究指導科目8単位（論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究）を含む合計30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文及び最終試験に合格すること。														
ただし，いずれのコースにおいても，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に1年以上在学すれば足りる。														

授 業 科 目 の 概 要 (大学院法学研究科 法学・政治学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基盤科目 群	留学生向け	日本法の基礎を学ぶ。入門編の授業として、法体系の全体像、基本理念、基本原則、裁判制度をはじめとする法制度全体を把握し、法に関する基本原則を理解するとともに、それぞれの法分野の基礎知識を学ぶことを目標とする。授業の各回は、法の体系に基づき、公法と私法の大枠の下、憲法、刑法、民法など、それぞれの法分野を専門とする教員が担当するオムニバス形式で行われる。授業は日本語で行われる。 (オムニバス方式／全15回) (2 石田 道彦／1回) 社会保障法 (3 稲角 光恵／2回) ガイダンス及び日本の人権問題 (4 大友 信秀／2回) 民事法ガイダンス及び知的財産法 (6 合田 篤子／1回) 民法 (7 永井 善之／1回) 刑法 (11 山崎 友也／1回) 日本の統治機構の諸問題 (13 長内 祐樹／1回) 行政法 (15 羽賀 由利子／1回) 国際私法 (17 平川 英子／1回) 税財政法 (18 福本 知行／1回) 民事手続法 (19 洪 淳康／1回) 経済法 (21 村上 裕／1回) 商法① (25 脇田 将典／1回) 商法②	オムニバス方式
	日本法入門（英）	(英文) The course is designed to give students a basic idea on the legal system of Japan. Students will learn basic legal words and the famous cases on both private and the public laws. A variety of information on both the private and the public laws including basic principles and the legal procedures will give a hint to understand the legal system of Japan. (和訳) 日本における法体系の基本理念を学ぶ。履修者は私法、公法両方の分野における基本的な単語や著名判例を学ぶ。基本原則や裁判手続きを含む私法・公法のさまざまな情報は、日本における法体系を理解するために有益となる。	
	研究者倫理	社会で信頼される研究を遂行するため、研究者は分野を問わず、研究倫理を守ることが求められる。また、科学そのものにも社会的責任を果たすことが求められるようになっている。研究者に求められる「研究倫理」とはどのようなものか。本授業では、研究に従事する者に求められる倫理、規範意識、科学の社会的責任について取り扱う。 (3 稲角 光恵・30 小島 治幸) 本科目におけるコーディネート及び成績評価を行う。 (38 新田 哲夫) 総合議論・発表における補助・助言を行う。 (47 黒川 英徳) 研究倫理に係る講義を行う。	共同
大学院GS科目（1単位（研究者倫理）必修、その他2単位選択必修）	法学・政治学研究入門	(概要) 課題を発見し、革新的なアイデアを提示するためには、できるだけ多くの良質な情報を収集することが必要である。法学研究における情報としては、法令や判例などの一次資料や、一次資料に関する判例評釈や論文などの二次資料がある。政治学研究における情報としては、各種白書や統計資料、議会や審議会の議事録、新聞記事、研究者の研究論文など、主に文字資料が中心となるが、政治家をはじめとする当事者に対するインタビュー、議会での発言なども含まれる。また、収集した情報に基づき研究を進め、研究論文を執筆する際には、他者の研究業績を尊重する倫理的態度が不可欠であるが、そのためには各研究分野で通用する引用方法に従う必要がある。以上を踏まえ、本授業では情報収集能力や研究業績の出典表示方法を修得することを通じて、グローバル社会に貢献できる研究論文を執筆する能力の修得を目指す。 (オムニバス方式／全8回) (1 足立 英彦／3回) この授業の概要について説明する。 英語圏及びドイツ語圏の法令、判例、研究論文等の情報収集方法及び出典の表示方法について学ぶ。 (14 木村 高宏／2回) 政治学に関する情報の収集方法及び出典の表示方法について学ぶ。 (20 丸本 由美子／2回) 日本の法令、判例、研究論文等の情報収集方法及び出典の表示方法について学ぶ。 (1 足立 英彦・14 木村 高宏・20 丸本 由美子／1回)（共同） 金沢地方裁判所での裁判傍聴または金沢市議会等の地元自治体の議会傍聴を行う。	オムニバス方式・共同（一部）

基盤科目群	大学院G S科目（1 単位（研 究者倫 理）必 修，その 他2単位選 択必修）	課題発見・解決論基礎	（概要） 新しい課題の発見や困難な課題の解決に取り組む力を身につける。そのために必要な方法や資料・情報等の利用法を演習形式で学び、互いに提案・検討し合う過程で自身の研究を推進する能力を鍛える。研究の過程に対応するテーマを毎回設定し、授業担当者がそれについて研究例をあげながら解説した後に、学生が自らの研究課題について共同討議して課題の解決方法を探る。 （オムニバス方式／全8回） (30 小島 治幸／3回) 新しい課題の発見と解決のために／研究の過去と現在を知る／論文を書くことで発見・解決を深める (34 阪上 るり子／1回) 異分野からの発想を活用する (40 平瀬 直樹／1回) 研究史を踏まえて未来の課題を探る (42 森 雅秀／1回) 課題解決のための文献・情報の収集 (49 小林 大祐／1回) 課題解決のための調査・実験の実施 (30 小島 治幸・34 阪上 るり子・40 平瀬 直樹・42 森 雅秀・49 小林 大祐／1回) （共同） 研究成果の発表と討論についての基礎知識を学んだのち、学生全員が自らの研究計画とその概要について発表する。	オムニバス方式・ 共同（一部）
		人間社会論文作成基礎	（概要） 論文を執筆する上で基礎作業となる先行研究の検索、図表の作成、参考文献の列挙、データ収集・分析などに関する方法を講義・実習形式で修得する。 一連の講義・実習を通じて、研究が深化・発展していく過程を具体的に把握することにより、「実践力」や「課題に取り組む力」を向上させる。 （オムニバス方式／全8回） (29 加藤 峰弘／1回) 「論文の執筆手順」に関する講義 (31 小林 信介／3回) 「先行研究の整理と引用方法」に関する講義・実習及び講義・実習を踏まえた「総合実習」 (33 寒河江 雅彦／2回) 「データ分析手法と表現方法」に関する講義・実習 (50 佐藤 秀樹／2回) 「文献検索方法」に関する講義・実習	オムニバス方式
		先端地域創造講義	（概要） 人間社会環境研究科地域創造学専攻を担当する教員の多様な学問領域の先端的な研究内容について学ぶことで、地域創造学の全体像を把握し、各自の研究に取り組む「実践力」や「課題に取り組む力」を育成する。 （オムニバス方式／全8回） (26 岩田 英樹／1回) 健康教育学の研究動向 (27 大村 雅章／1回) 美術修復・保存の研究動向 (28 尾島 恭子／1回) 家政・生活関連学の研究動向 (32 小林 宏明／1回) 特別支援教育の研究動向 (43 森山 治／1回) 社会福祉学の研究動向 (44 浅川 淳司／1回) 発達心理学の研究動向 (51 田村 うらら／1回) 文化資源学の研究動向 (53 芝口 翼／1回) スポーツ科学の研究動向	オムニバス方式
		国際学とグローバリゼーション	（概要） 人類が直面するグローバルな課題に果敢に挑戦するには、高度な専門知識と、強固なグローバルマインドが必要である。本科目においては、現在におけるグローバルな課題についての認識を深めたいうえで、各自の専門分野におけるそうした課題へのアプローチの仕方を知り、また各自の研究テーマにそれを引き付け、グローバル課題を考察する能力を涵養する。 （オムニバス方式／全8回） (36 志村 恵／2回) ヨーロッパ地域研究の視点から、中国の旧ドイツ租借地の文化活動に対する研究を紹介し、さらには学生の発表（2名）に基づき同じくグローバル化の観点から議論する。 (45 ABE DAVID KIYOSHI／2回) 文化人類学からの視点から、日本研究の実例をグローバル化の観点で紹介し、さらには学生の発表（2名）に基づき同じくグローバル化の観点から議論する。 (46 加藤 篤行／2回) 経済学の視点から、東アジアの生産ネットワークに関する研究を紹介し、さらには学生の発表（2名）に基づき同じくグローバル化の観点から議論する。 (48 古泉 達矢／2回) 中国圏地域研究の視点から、香港におけるアヘン政策に関する研究を紹介し、さらには学生の発表（2名）に基づき同じくグローバル化の観点から議論する。	オムニバス方式
専門基礎 科目群（4 単位以上 選択必 修）	基礎法学	法理学特論Ⅰ	法理学の基礎的な知識の修得を目標とする。とくに法の一般理論（法概念論）に関する主要な論点について、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を理解することに重点を置く。法の一般理論は「法とは何か」という問いに取り組む法理学の最も中心的な部分を占めるため、法理学の学習・研究をする者にとって非常に重要な分野である。なお、この分野の理解のためには古典論理の知識が不可欠であり、その基礎的な部分についても学習する。	
		法理学特論Ⅱ	法理学特論Ⅰでの学習を前提として、ひきつづき法理学の基礎的な知識の修得を目標とする。とくに法の一般理論（法概念論）に関する主要な論点について、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を理解することに重点を置く。法と正義または道徳の関係の有無についても検討する。なお、この分野の理解のためには様相論理の知識が不可欠であるため、その基礎的な部分についても学習する。	

専門基礎 科目群（4 単位以上 選択必 修）	基礎法学	法理学特論Ⅲ	法理学特論Ⅰ及び法理学特論Ⅱでの学習を前提として、とくに法律学方法論（制定法や判例などの法源から事案に適用可能な法規範をどのように導き出すべきなのかを扱う分野、法解釈方法論ともいう）に関する主要な論点について、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を理解することに重点を置く。法の欠陥の補充方法（類推推論、反対推論など）もこの授業の範囲となる。	
		法理学特論Ⅳ	狭義の法理学は法理学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで学ぶ法の一般理論と法律学方法論で構成されるが、広義の法理学には正義論も含まれる。法と正義、または道德の間に必然的な関係があることを認める非法実証主義の立場をとるならば、「法とは何か」という問いに取り組むためには、「正義とは何か」という問いに取り組むことも必要となるからである。この授業では正義論のそれぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を理解することに重点を置く。	
		日本法制史特論Ⅰ	近世日本の法制史料の読み解き方を理解し、史料の内容に関連する研究史について知見を深める。特に、幕府の基本法である公事方御定書を基本に、刑事法的内容を備える幕府法の内容とその運用実態に焦点を当て、文献講読を行う。条文の文面的な理解に加え、それを史家がいかに整理し、理解してきたかという研究史についても目配りする。	
		日本法制史特論Ⅱ	近世日本の法制史料の読み解き方を理解し、史料の内容に関連する研究史について知見を深める。幕府の基本法である公事方御定書を基本に、刑事法的内容を備える幕府法の内容とその運用実態に焦点を当て、文献講読を行う。公事方御定書成立前後の裁判例を収集・編集した事例集についても解説し、条文の文面的な理解に加え、より実体に即した理解を深める。	
		日本法制史特論Ⅲ	近世日本の法制史料の読み解き方を理解し、史料の内容に関連する研究史について知見を深める。加賀藩の刑事法制に関する文献を素材に、幕府法と藩法の共通点・相違点を意識し、近世日本法の多様性を理解する。幕府法とそれに準拠した裁判例およびそれらに対する史家の理論に関する知識を元に、具体的かつ立体的な理解を構築することと並行し、近世文書の読み方により習熟することを目的とする。	
		日本法制史特論Ⅳ	近世の崩し字の読み方について、近世日本の法制史料を素材に講義する。公事方御定書のような、翻刻本と崩し字の写本がともに流通している文献を中心に、藩法や地方文書も取り上げる。後者の例は、加賀藩の法令等を収集・編纂した「金沢藩法令及領内記録」などである。近世文書の読み方とともに、法制に関するより深い理解の構築を目指す。	
		東洋法制史特論Ⅰ	唐律の基本構造に関する講義を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業においては、前近代中国法を代表する法典であり、それ以後の歴代王朝や当時の周辺諸国に多大な影響を与えた「唐律」について、唐律成立までの歴史的過程や唐律の刑罰体系、重要な法原則に関する講義を行い、前近代中国法の法概念の基礎を学ぶ。具体的には、「唐代法制度の基本構造」「唐代法制度成立までの歴史的過程」「唐代刑罰体系の概要」等のテーマを取り上げて講義を行う。	
		東洋法制史特論Ⅱ	唐律の基本構造に関する講義を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業においては、前近代中国法を代表する法典であり、それ以後の歴代王朝や当時の周辺諸国に多大な影響を与えた「唐律」における特徴的な制度、具体的には「官人に対する懲戒処分について」「留養条について」「老人・年少者・障害者に対する優遇措置について」「共犯処罰について」「親属相隠と干名犯義について」「疑罪と罪責追求制度について」等のテーマで講義を行う。	
		東洋法制史特論Ⅲ	清律の基本構造に関する講義を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業においては、清代の刑法典である清律を対象として、清代の法制度の概要を紹介するとともに、唐代以降の前近代中国法がどのように変容して行ったか、その変遷過程を学習する。具体的には、「清代法制度の基本構造」「清代法制度成立までの歴史的過程」「清代刑罰体系の概要」「清律の留養制度」「清律の自首制度」等のテーマについて講義を行う。	
		東洋法制史特論Ⅳ	清律の基本構造に関する講義を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業においては、清代の刑法典である清律を対象として、清律において特徴的な条文を取り上げて解説し、清代法制度の基本構造について学習する。具体的には、「清律における正当防衛」「清律における六殺（謀殺・故殺・闘殺・戲殺・誤殺・過失殺）」「清代裁判制度」等のテーマを取り上げて講義を行う。	
		外国法特論Ⅰ	英米法、とりわけアメリカ法の概要を理解し、また、アメリカ憲法上の諸問題について理解し、それらの問題について、英文で書かれた原判決や論文を素材として議論を深める。受講生の関心にそって、あるいは教員が例示したテーマにそって、受講生が問題の概要についてリサーチしたのち、特定の問題を取りあげ、さらに深く、英語で書かれた論文や判決を素材として、議論／検討する。	
		外国法特論Ⅱ	英米法、とりわけアメリカ法の概要を理解し、司法制度、連邦制度、選挙制度、表現の自由に関する問題について理解し、それらの問題について、英文で書かれた原判決や論文を素材として議論を深める。受講生の関心にそって、あるいは教員が例示したテーマにそって、受講生が問題の概要についてリサーチしたのち、特定の問題を取りあげ、さらに深く、英語で書かれた論文や判決を素材として、議論／検討する。	
		外国法特論Ⅲ	英米法、とりわけアメリカ法の概要を理解し、また、アメリカ民事訴訟法の諸問題、とりわけ、裁判官轄権、証拠開示制度に関する問題について理解し、それらの問題について、英文で書かれた原判決や論文を素材として議論を深める。受講生の関心にそって、あるいは教員が例示したテーマにそって、受講生が問題の概要についてリサーチしたのち、特定の問題を取りあげ、さらに深く、英語で書かれた論文や判決を素材として、議論／検討する。	
		外国法特論Ⅳ	英米法、とりわけアメリカ法の概要を理解し、また、アメリカ民事訴訟法の諸問題、とりわけ、民事陪審裁判制度に関する問題について理解し、それらの問題について、英文で書かれた原判決や論文を素材として議論を深める。受講生の関心にそって、あるいは教員が例示したテーマにそって、受講生が問題の概要についてリサーチしたのち、特定の問題を取りあげ、さらに深く、英語で書かれた論文や判決を素材として、議論／検討する。	
	公法学・ 社会学	憲法特論Ⅰ	主に日本における憲法上の権利（基本権）の実現状況を正確に把握したうえで、基本権保障の実態の成果と限界を客観的に評価するための視座を獲得することを目指す。代表的な数種類の概説書と最高裁判例とを教材にして、教員が判例及び学説の現状を客観的に整理・分析した後、受講生との討論を通じて、基本権の意義及び限界について考察を加える。適宜、欧米立憲主義諸国の基本権の実現状況を日本のそれと比較検討する機会も設ける。講義をベースに受講生との質疑応答を付加するスタイルを取る。この特論では、人権総論から、学問の自由まで取り扱う。	
		憲法特論Ⅱ	主に日本における憲法上の権利（基本権）の実現状況を正確に把握したうえで、基本権保障の実態の成果と限界を客観的に評価するための視座を獲得することを目指す。代表的な数種類の概説書と最高裁判例とを教材にして、教員が判例及び学説の現状を客観的に整理・分析した後、受講生との討論を通じて、基本権の意義及び限界について考察を加える。適宜、欧米立憲主義諸国の基本権の実現状況を日本のそれと比較検討する機会も設ける。講義をベースに受講生との質疑応答を付加するスタイルを取る。この特論では、表現の自由から、刑事手続上の人権まで取り扱う。	
		憲法特論Ⅲ	憲法総論・統治機構に関する判例・学説を整理・分析し、その意義・限界を正確に評価するための視座を獲得することを目指す。標準的な憲法概説書を複数教材にしたうえで、憲法総論・統治機構に関する判例・学説の意義・問題点を客観的に講義する。欧米諸国の判例・学説との比較検討もふんだんに盛り込む。講義形式をベースにするが、適宜受講生との質疑応答の時間を設ける。この特論では、憲法の基本から、国会までを取り扱う。	

専門基礎 科目群（4 単位以上 選択必 修）	公法学・ 社会法学	憲法特論Ⅳ	憲法総論・統治機構に関する判例・学説を整理・分析し、その意義・限界を正確に評価するための視座を獲得することを目指す。標準的な憲法概説書を複数教材にしたうえで、憲法総論・統治機構に関する判例・学説の意義・問題点を客観的に講義する。欧米諸国の判例・学説との比較検討もふんだんに盛り込む。講義形式をベースにするが、適宜受講生との質疑応答の時間を設ける。この特論では、内閣から憲法改正手続までを取り扱う。	
		行政法特論Ⅰ	基本的には、日本の行政法総論および行政救済法に関するテキストに関する確実な修得を目指す。そのための手法として、当該領域のうち、行政法総論に関係する論点について、個別的に各自でテーマを選定し当該問題にかかわる法的論点を、制定法、行政法理論、社会的状況を踏まえて多角的に検討することを通じて、実社会での法理論の意義を理解することも視野に入れる。	
		行政法特論Ⅱ	基本的には、日本の行政法総論および行政救済法に関するテキストに関する確実な修得を目指す。そのための手法として、当該領域のうち、行政救済法に関係する論点について、個別的に各自でテーマを選定し当該問題にかかわる法的論点を、制定法、行政法理論、社会的状況を踏まえて多角的に検討することを通じて、行政紛争を実際に争訟において争う場合に必要な法的手法の習熟をも視野に入れる。	
		行政法特論Ⅲ	特論Ⅰ・Ⅱにおいて修得した行政法理論を前提に、公務員制度、社会保障、財政、経済行政、地方自治といった個別行政領域について、他の政治、財政、経済学等の他の社会科学分野の議論を踏まえ、行政法理論の実実への適用および現実や他学問の行政法理論への影響について理解を深める。	
		行政法特論Ⅳ	諸外国の行政法理論と日本行政法の比較を通じた行政理論の多様性と共通性の把握、日本の行政法理論の深化を目指す。特に希望がない場合にはイギリス行政法を主とした英米行政法との比較を行う。イギリス行政法を例にすると、イギリス行政法の代表的教科書を精読することによって、イギリスにおける行政法・行政訴訟制度の基本的構造について学ぶとともに、それによって、英文読解能力の向上を図る。	
		税財政法特論Ⅰ	租税法の基本原則や租税手続法に関する基礎的な知識を修得する。また、各個別税法（所得税法、法人税法、消費税法、相続税法）における基礎的な知識を修得する。基礎的な知識を確認し、理解を深めることで、修士論文執筆に向けた基礎を固める。さらに、修士論文のための基礎的文献を網羅的に収集し、それら先行研究の整理を行う。文献調査のほか、他の研究・調査手法を用いるかについて、検討する。比較法の手法を用いることを予定している者は、対象国の租税法・租税制度について、情報収集を行なう。	
		税財政法特論Ⅱ	租税法研究における理論的基礎を固めるため、租税法の基本問題に関する基本的文献（論文集等）を読み込む。各回において提示する文献について、履修者は事前に読み込み、報告担当者には、各文献の要約を作成してもらう。要約の報告を踏まえ、対象文献について、議論し、理解を深める。検討対象とする論文等は、金子宏先生の各論文集などを予定しているほか、租税法研究、税法学、日税研論集などから選定し、租税法研究の理論的基礎を固める。	
		税財政法特論Ⅲ	租税法の基礎知識を踏まえ、所得税法、法人税法、消費税法、相続税法など、履修者各自の関心のある個別租税法規や、または修士論文における検討を予定している課題、租税法上の論点について、判例の分析と検討を行う。なお、判例研究にあたり、本講義の前半は、判例研究の方法論について理解を深める。後半では、履修生に検討判例を挙げてもらい、各自に割り振られた判例を報告する。その他の参加者はその報告を踏まえて、議論する。	
		税財政法特論Ⅳ	租税法の基礎知識を踏まえ、所得税法、法人税法、消費税法、相続税法など、履修者各自の関心のある個別租税法規や、または修士論文における検討を予定している課題、租税法上の論点について、判例の分析と検討を行う。また、税財政法に関する修士論文を執筆する者がいる場合には、この特論の中で、定期的に修士論文について報告する機会を設定する。具体的な紛争から課税の理論的な問題を抽出する能力を向上させ、また、判例を素材として税制についての理解を深める。	
		国際法特論Ⅰ	国際法の法的性質、歴史、条約、国内法との関係、国際法上の主体といった国際法の基礎について特に取り上げ、国内外の学術論文（主に英語論文）を用いて、国際法上の理論を体系的に学ぶ講義を行う。題材とする学術論文の正確な内容把握に加えて、国際法の歴史的な変遷の観点からの当該理論及び学説の意義を議論する。また、国際法の現代的問題を調査及び分析する能力を高めるため、国連を含む多様な国際機関における最新の議論（英語文書）を資料として用いて現代社会への理論の適用を考える。受講者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	
		国際法特論Ⅱ	各種の国際紛争と、それら国際紛争の平和的解決と、国際社会の平和と安全の維持に関する問題を特に取り上げ、国内外の学術論文（主に英語論文）を用いて、国際法上の理論を体系的に学ぶ講義を行う。題材とする学術論文の正確な内容把握に加えて、国際法の歴史的な変遷の観点からの当該理論及び学説の意義を議論する。また、国際法の現代的問題を調査及び分析する能力を高めるため、国連を含む多様な国際機関における最新の議論（英語文書）を資料として用いて現代社会への理論の適用を考える。受講者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	
		国際法特論Ⅲ	個々人の身体や生活に密接に関係する国際法である国際人権法と、国際環境法、国家責任法を題材として、国際法の適用及び実践における現代的な問題点について理解を深める。国際人権法及び国際環境法に関連する最新の国際的争点を取り上げ、問題分析を行う。人権保障の確保に向けた制度的問題や社会的問題の状況を把握した上で、問題解決方法を模索し議論する。日本国内における人権保障状況、大規模人権侵害の防止と抑止などの問題点を扱う。	
		国際法特論Ⅳ	近年注目を集めている国際刑事法を題材として、国際法の適用及び実践における現代的な問題点について理解を深める。国際刑事法及び国際人道法に関連する最新の国際的争点を取り上げ、問題分析を行う。犯罪人引渡や、各国による域外への刑事管轄権の行使の問題、国際犯罪に関する各種条約や国際制度を通じた取締りや、国際法上の犯罪の処罰に関わる管轄権の問題、国際刑事裁判所など、制度的問題や社会的問題の状況を把握した上で、問題解決方法を模索し議論する。国際的な刑事裁判における公正な裁判を受ける権利の確保などの問題点も扱う。	
		刑法特論Ⅰ	犯罪論体系の構造理解を深化させることで刑法総論前半部に係る発展的学力を修得する。最も峻厳な国家権力たる刑罰権の発動根拠であるがゆえにその諸要件に係る理論性・体系的性が強く要請される犯罪成立の一般的要件論（刑法総論）の内容を、その根本原理から深く考察することで、その体系的理解の深化を図る。	
		刑法特論Ⅱ	犯罪論体系の構造理解を深化させることで刑法総論後半部に係る発展的学力を修得する。最も峻厳な国家権力たる刑罰権の発動根拠であるがゆえにその諸要件に係る理論性・体系的性が強く要請される犯罪成立の一般的要件論（刑法総論）の内容を、その根本原理から深く考察することで、その体系的理解の深化を図る。	
		刑法特論Ⅲ	重要犯罪の個別的成立要件の理解を深化させることで刑法各論前半部に係る発展的学力を修得する。個々の犯罪類型に特定の成立要件が対象となる刑法各論にあっても最低限の成立要件たる刑法総論との関連性を重視した考察を試み、個々の犯罪類型の成立要件の十分な把握のみならず刑法学の全体的体系的理解の一層の深化をも図る。	
		刑法特論Ⅳ	重要犯罪の個別的成立要件の理解を深化させることで刑法各論後半部に係る発展的学力を修得する。個々の犯罪類型に特定の成立要件が対象となる刑法各論にあっても最低限の成立要件たる刑法総論との関連性を重視した考察を試み、個々の犯罪類型の成立要件の十分な把握のみならず刑法学の全体的体系的理解の一層の深化をも図る。	

専門基礎 科目群（4 単位以上 選択必 修）	公法学・ 社会法学	刑事訴訟法特論Ⅰ	刑事訴訟法上の各問題点を掘り下げ、問題点に関わる学説および判例についての理解するために、受講生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を正確かつ確実に獲得し、自身の知識とすることを目指す。そのために、文献の収集の仕方、及び、理解の仕方を学ぶ。さらに、受講生相互の議論を通じて、問題発見の視点を養うことを目標とする。	
		刑事訴訟法特論Ⅱ	刑事訴訟法上の各問題点を掘り下げ、問題点に関わる学説および判例についての理解する。受講生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を前提としながら、問題点を自ら指摘でき、かつ、その問題解決のための説得的、理論的私見を展開できるようになることを目標とする。そのために、文献の扱いが、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、受講生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを目指す。	
		刑事訴訟法特論Ⅲ	刑事訴訟法を体系的に理解したうえで、自らの関心問題を顕在化させ、問題の本質につき掘り下げる。受講生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を前提としながら、問題点を自ら指摘でき、問題の本質を見抜く目を養う。そのために、文献の扱いが、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、受講生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを目指す。	
		刑事訴訟法特論Ⅳ	刑事訴訟法を体系的に理解したうえで、自らの関心問題を顕在化させたうえで、問題解決にむけた私見を展開できるようにする。受講生各自が、社会的問題を刑事訴訟法上の問題点に落とし込み、かつ、その問題解決のための説得的、理論的私見を展開できるようになることを目標とする。そのために、文献の扱いが、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、受講生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを目指す。	
		労働法特論Ⅰ	個別的労働法を研究するにあたっての一定水準の法的思考力の精緻化、並びに実務において生じているさまざまな問題を理論的かつ適切に解決できる能力の養成を目標とする。労働法上用いられる概念を正確に理解するとともに、思考方法を修得することをめざして、主要な個別的労働法の基礎概念（労働契約、労働者、使用者など）に関する重要な理論的課題の検討を行う。	
		労働法特論Ⅱ	集团的労働法を研究するにあたっての一定水準の法的思考力の精緻化、並びに実務において生じているさまざまな問題を理論的かつ適切に解決できる能力の養成を目標とする。労働法上用いられる概念を正確に理解するとともに、思考方法を修得することをめざして、主要な集团的労働法の基礎概念（労働基本権、労働者、使用者、労働組合など）に関する重要な理論的課題の検討を行う。	
		労働法特論Ⅲ	個別的労働法に関する高度の法的思考力の養成、並びに労働法理論をより深く理解し、学術的に意義のある理論的課題を研究できる能力の養成を目標とする。複合する個別的労働法上の問題を分析する能力を修得することをめざして、受講生の報告に基づき、労働法に関わる横断的なテーマを取り上げる。	
		労働法特論Ⅳ	労働法に関する高度の法的思考力の養成、並びに労働法理論をより深く理解し、学術的に意義のある理論的課題を研究できる能力の養成を目標とする。複合する集团的労働法・労働市場法上の問題を分析する能力を修得する。集团的労働法・労働市場法に関わる横断的なテーマを取り上げて、講義を行う。特に、隣接学問領域（民法、経済学等）と労働法との関係について掘り下げた内容にする。	
		社会保障法特論Ⅰ	受講者が社会保障制度の諸問題について法的検討を行うために必要な知識の修得を目標とする。社会保障制度の沿革および基礎理論に関わる文献、資料、判例を検討し、社会保障法の理論的課題について理解を深める。社会保障法特論Ⅰでは、社会保障制度のうち、社会保険制度や所得保障制度の基礎理論に関わる文献、資料、判例の検討を通じて、国民年金、厚生年金保険、児童手当などの社会手当、生活保護などの領域における理論的課題や、社会保障財政、社会保障総論に関わる問題について講義を行う。	
		社会保障法特論Ⅱ	受講者が社会保障制度の諸問題について法的検討を行うために必要な知識の修得を目標とする。社会保障制度の基礎理論に関わる文献、資料、判例を検討し、社会保障法の理論的課題について理解を深める。社会保障法特論Ⅱでは、医療保障、介護保障、社会福祉の基礎理論に関わる文献、資料、判例の検討を通じて、医療保障、介護保障、障害者福祉、児童福祉などの領域における理論的課題や、医療保険財政、各種サービス給付の提供に関わる諸問題について講義を行う。	
		社会保障法特論Ⅲ	近年の社会保障制度改革について検討し、社会保障法の理論的課題について理解を深める。これらの検討を通じて社会保障制度改革に対する法的アプローチの意義と限界を明らかにする。社会保障法特論Ⅲでは、近年の社会保障改革のうち、国民年金・厚生年金などの公的年金制度や、児童手当などの社会手当制度の機能と限界、労働者の生活保障に関連した各種制度の検討、制度改革の国際比較を行い、わが国社会保障制度の今後のあり方に対する理論的示唆を求める。	
		社会保障法特論Ⅳ	近年の社会保障制度改革について検討し、社会保障法の理論的課題について理解を深める。これらの検討を通じて社会保障制度改革に対する法的アプローチの意義と限界を明らかにする。社会保障法特論Ⅳでは、近年の社会保障改革のうち、医療保険改革、医療制度改革、介護保障改革、社会福祉制度改革、障害者福祉、児童福祉に関連して各種文献資料の検討を行うとともに、制度改革の国際比較を行い、今後の社会保障制度のあり方について理論的示唆を求める。	
	民事法学	民法A特論Ⅰ	民法に関する論文を読むことを通して修士論文の書き方について学ぶ。民法に関する代表的な論文を読み、修士論文を書くために、従前修得した民法の基本的理解を深めることを目標とする。まず、論文を書く上で重要な基本的知識について説明を行う。その上で、受講者と相談の上、担当する論文（テーマ）を決定し、毎回、報告者を中心とし、各論文の内容について議論を行う。最後に、報告者は、議論を踏まえ、レポートを提出する。	
		民法A特論Ⅱ	主に判例研究の基礎的知識を養いながら、修士論文の書き方について学ぶ。民法に関する判例評釈や代表的な論文を読み、修士論文を書くために、従前修得した民法の基本的理解を深めることを目標とする。まず、判例評釈を書く上で重要な基本的知識について説明を行う。その上で、受講者と相談の上、担当する判例を決定し、報告者が判例報告を行う。最後に、報告者は、議論を踏まえ、レポートを提出する。	
		民法A特論Ⅲ	家族法に関する近年の民法改正や現代的な家族に関する法的課題を素材に、家族問題についての法の役割について究明することをテーマとする。本特論では、自ら調査し、ゼミ形式での報告・議論を行うことで、家族法に関する知識を身につけ、法的思考力を養うことを目標とする。まずは、家族法改正（相続法改正も含む）に向けたこれまでの議論状況を理解してもらうため原則として、講義形式で授業を行う。最後に、受講者が各自選択したテーマにつき、報告及びレポートを提出する。	
		民法A特論Ⅳ	家族法、相続法に関する比較法的研究を行う。外国の論文や判例を読むことを通して、比較法研究の手法を身に着けると共に、日本法との比較研究を通して、各自の関心あるテーマについて掘り下げた研究を行い、ゼミ形式での報告・議論を行うことで、修士論文の構成を練ることを目標とする。最後に、各自選択したテーマにつき、報告及びレポートを提出する。	
		民法B特論Ⅰ	民法総則分野（信義則、法人、公序良俗、無権代理、条件、時効）の主要判例を検討する。民法総則分野（信義則、法人、公序良俗、無権代理、条件、時効）における理解を深める。各回において、民法総則分野の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民法B特論Ⅱ	民法総則分野（時効、94条2項、公序良俗、追完）の主要判例を検討する。民法総則分野（時効、94条2項、公序良俗、追完）における理解を深める。各回において、民法総則分野の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民法B特論Ⅲ	本講義は担保物権分野（留置権、物上代位）の主要判例を検討するものである。担保物権分野（留置権、物上代位）における理解を深める。各回において、担保物権分野（留置権、物上代位）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	

専門基礎 科目群（4 単位以上 選択必 修）	民事法学	民法B特論Ⅳ	本講義は担保物権分野（法定地上権、譲渡担保）の主要判例を検討するものである。担保物権分野（法定地上権、譲渡担保）における理解を深める。各回において、担保物権分野（法定地上権、譲渡担保）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民事訴訟法特論Ⅰ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法的重要論文（民事訴訟法特論Ⅰでは、訴訟主体（当事者及び裁判所）に関するもの）を1件ずつ取り上げ、講読する。参加者は、A4判1枚程度に内容を要約したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法特論Ⅱ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法的重要論文（民事訴訟法特論Ⅱでは、訴訟客体（訴訟物）に関するもの）を1件ずつ取り上げ、講読する。参加者は、A4判1枚程度に内容を要約したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法特論Ⅲ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法的重要論文（民事訴訟法特論Ⅲでは、訴訟過程（主張及び立証）に関するもの）を1件ずつ取り上げ、講読する。参加者は、A4判1枚程度に内容を要約したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法特論Ⅳ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法的重要論文（民事訴訟法特論Ⅳでは、上訴・再審および特別訴訟に関するもの）を1件ずつ取り上げ、講読する。参加者は、A4判1枚程度に内容を要約したペーパーを準備する。	
		商取引法特論Ⅰ	商法系科目の中でも等閑視されがちな、商法総則・会社法総則に焦点を当てて、この法律において通曉される条文・判例の機能・枠組み・制度趣旨の理解を通じて、“商的色彩”をつかんでもらうことを目的とする。単なる受身の講義になるのを防ぐべく、講義で扱うテーマについての判例や論文を事前に読み込んでもらい、授業の中で適宜判例や論文の内容について受講者に答えさせる形式をとる。	
		商取引法特論Ⅱ	商取引法特論Ⅰに引き続き、商法系科目の中でも等閑視されがちな、商行為法に焦点を当てて、この法律において通曉される条文・判例の機能・枠組み・制度趣旨の理解を通じて、“商的色彩”をつかんでもらうことを目的とする。単なる受身の講義になるのを防ぐべく、講義で扱うテーマについての判例や論文を事前に読み込んでもらい、授業の中で適宜判例や論文の内容について受講者に答えさせる形式をとる。	
		商取引法特論Ⅲ	手形法・小切手法を、とくに約束手形を中心に扱う。手形法においては、学説の対立点の理解が中心となりがちだが、手形という制度そのものの枠組み・制度趣旨の理解を通じて、種の機能美を感じ取ってもらう。単なる受身の講義になるのを防ぐべく、講義で扱うテーマについての判例や論文を事前に読み込んでもらい、授業の中で適宜判例や論文の内容について受講者に答えさせる形式をとる。	
		商取引法特論Ⅳ	商取引法特論Ⅲに引き続き、手形法・小切手法を、特に為替手形・小切手・電子記録債権を扱う。ここでは学説の対立というよりも、取引決済手段としてどのようなものがあり、それがどのような仕組みをとっているか、その合理性は何か、という制度理解に焦点を当てる。また近時、様々な個人決済手段が登場し注目されているのを受け、これについても取り扱う予定である。	
		会社法特論Ⅰ	株式会社の取締役、取締役会について理解を深める。重要な日本の学説や裁判例を扱うことが中心となる。日本の会社法は、アメリカ法やドイツ法から影響を受けているので、可能な範囲でこれらについても扱う。また、法制度だけでなく、コーポレートガバナンスコード等も併せて扱い、実際に取締役会がどのように運営されているのかを理解することを試みる。	
		会社法特論Ⅱ	株式会社の株主、株主総会について理解を深める。重要な日本の学説や裁判例を扱うことが中心となる。日本の会社法は、アメリカ法やドイツ法から影響を受けているので、可能な範囲でこれらについても扱う。また、法制度だけでなく、実際には、どのような者が株主になっているのか、株主総会はどのように運営されているのか等についても扱う。	
		会社法特論Ⅲ	株式会社の資金調達について扱う。主として新株の発行と社債を扱う。重要な日本の学説や裁判例を扱うことが中心となる。日本の会社法は、アメリカ法やドイツ法から影響を受けているので、可能な範囲でこれらについても扱う。会社法を理解するのに必要な限度で、コーポレートファイナンスの議論も紹介する。	
		会社法特論Ⅳ	株式会社の組織再編について扱う。重要な日本の学説や裁判例を扱うことが中心となる。日本の会社法は、アメリカ法やドイツ法から影響を受けているので、可能な範囲でこれらについても扱う。会社法を理解するのに必要な限度で、コーポレートファイナンスや企業価値評価の議論も紹介する。	
		経済法特論Ⅰ	独占禁止法のうち、私的独占に関する理解を深める。特に排除型私的独占において、正当な競争と、違反になり得る行為との区分について理解する。さらに、排除型私的独占と不正な取引方法との区分についても日本及び諸外国の文献などを相互比較しながら理解を深める。これにより、「違反類型」ではなく、「違反行為の実質」に即した分析が可能となり、諸外国の競争法との比較検討が可能になる能力の基礎が身につく。	
		経済法特論Ⅱ	独占禁止法のうち、不正な取引方法に関する理解を深める。特に、私的独占に含まれない違反行為のもの（例えば、優越的地位の濫用など）の特徴を分析し、理解を深める。さらに、これらの行為と諸外国の競争法で規定されている行為を比較分析し、より理解を深める。これにより、どのような「手段」を用いた競争方法が独禁法の違反になるかについて、世界共通の議論ができるようになる能力の基礎が身につく。	
		経済法特論Ⅲ	独占禁止法のうち、不当な取引制限についての理解を深める。特に、単なる情報の交換や意識的並行行為と独禁法上の「意思の連絡」の違いについて分析し、理解を深める。さらに、これらのことを諸外国の競争法における認定と比較分析し、より理解を深める。これにより、世界の競争法の中で、特に共通分野となっている不当な取引制限について、世界共通の枠組みをもって議論が可能となる能力の基礎が身につく。	
		経済法特論Ⅳ	独占禁止法のうち、企業結合についての理解を深める。特に企業結合が認められるまで時間がかかった事例（例えば、ふくおかFGと十八銀行の事例）について、どのようなことが問題だったのか、問題解消措置の内容や類似事例、業界の特徴などを分析する。さらに諸外国における類似した事例との比較を通じて、日本の企業結合の認定の特徴を理解する。	
		国際私法特論Ⅰ	判例百選所収の主要判例及び最新の裁判例の判例評釈を通して、国際私法の主要分野（準拠法決定、国際裁判管轄、外国判決の承認・執行）について、その基本構造を理解する。授業においては、事前に定めた報告担当者が事案の概要・判旨及び論点をまとめ、関連判決・学説まで目配りした報告を行う。その報告に基づいて、参加者全員で議論を行う。判例で採用された理論が学説から影響を受けている場合には、影響元となった学説についての調査・分析も行う。	
		国際私法特論Ⅱ	国際私法の柱である準拠法決定、国際裁判管轄、外国判決の承認・執行について我が国及び外国の法制、裁判例を分析し、国際私法の基本構造についてさらに深く理解する。国際私法判例百選（第2版）所収の国際私法分野における重要判例を、特に総論分野のものを中心に精密に分析する。報告担当者を決め、担当者には事案の概要、判旨及びその論点に関連する学説の状況などを事前にまとめ、授業時間に報告を求める。この報告に基づいて、参加者全員で議論を行う。判例で採用された理論が学説から影響を受けている場合には、影響元となった学説についての調査・分析も必要となる。外国の判例や学説に立脚している場合には、これら外国の理論にも言及する。	
		国際取引法特論Ⅰ	国際取引法分野の主要判例及び最新の裁判例の判例評釈を通して、国際取引法の基本構造を理解する。授業においては、事前に定めた報告担当者が事案の概要・判旨及び論点をまとめ、関連判決・学説まで目配りした報告を行う。その報告に基づいて、参加者全員で議論を行う。判例で採用された理論が学説から影響を受けている場合には、影響元となった学説についての調査・分析も行う。	

専門基礎 科目群（4 単位以上 選択必 修）	民法法学	国際取引法特論Ⅱ	国際取引をめぐる法規則の構造について、事例を利用しながら、理解を深める。我が国及び地域の・国際的なレベルにおける国際取引に関する法制度についての理解を深める。国際取引をめぐる事案を検討する。授業では、国際私法判例百選（第2版）に所収の取引分野に関する裁判例の他、大塚章男『事例で解く国際取引訴訟』（日本評論社、2007）、澤田壽夫（他）（編・著）『マテリアルズ国際取引法（第2版）』（有斐閣、2009）に掲載のものを取り扱う（ただし、受講生の興味に応じて変更する）。受講者はそれぞれ報告を担当し、報告後、受講者全員で討論を行う。	
		知的財産法特論Ⅰ	特許法と他の法制との比較、外国法との比較、知的財産法相互の比較を行うことにより、自らの用いる論理の位置を明確にできるようになることを目指す。判例を素材に特許法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にする。受講生をグループに分け、毎回発表テーマ（判例を素材にして）にそった発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
		知的財産法特論Ⅱ	商標法と他の法制との比較、外国法との比較、知的財産法相互の比較を行うことにより、自らの用いる論理の位置を明確にできるようになることを目指す。判例を素材に商標法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にする。受講生をグループに分け、毎回発表テーマ（判例を素材にして）にそった発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
		知的財産法特論Ⅲ	著作権法と他の法制との比較、外国法との比較、知的財産法相互の比較を行うことにより、自らの用いる論理の位置を明確にできるようになることを目指す。判例を素材に著作権法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にする。受講生をグループに分け、毎回発表テーマ（判例を素材にして）にそった発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
		知的財産法特論Ⅳ	不正競争防止法と他の法制との比較、外国法との比較、知的財産法相互の比較を行うことにより、自らの用いる論理の位置を明確にできるようになることを目指す。判例を素材に不正競争防止法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にする。受講生をグループに分け、毎回発表テーマ（判例を素材にして）にそった発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
	政治学	公共政策論特論Ⅰ	公共政策に関する基礎的知識を渉猟する。受講者は公共政策に関する基礎知識を獲得する。受講者の興味関心や知識量を把握しながら、関連分野の文献を輪読し、輪読をしつつ、教員がその箇所に関連する講義を適宜挟むという形で進行する。	
		公共政策論特論Ⅱ	公共政策論特論Ⅰを継続する形で公共政策に関する基礎的知識を渉猟する。受講者は公共政策に関する基礎知識を獲得するとともに、各人の興味に応じた文献を本格的に探索し始める。受講者の興味関心や知識量を把握しながら、関連分野の文献を輪読し、輪読をしつつ、教員がその箇所に関連する講義を適宜挟むという形で進行する。	
		公共政策論特論Ⅲ	公共政策論特論Ⅰ・Ⅱに続き知識の渉猟を目的とする。受講者は公共政策に関する全般的知識よりも本人の関心に近い領域の知識を中心に獲得する。受講者の興味関心や知識量を把握しながら、関連分野の文献を輪読し、輪読をしつつ、教員がその箇所に関連する講義を適宜挟むという形で進行する。	
		公共政策論特論Ⅳ	公共政策論特論ⅠからⅢに続く知識の渉猟を目的とする。受講者は基本的に本人の関心領域に近い知識を獲得する。受講者の興味関心や知識量を把握しながら、関連分野の文献を輪読し、輪読をしつつ、教員がその箇所に関連する講義を適宜挟むという形で進行する。	
		政治社会学特論Ⅰ	日本における地方分権の現状と課題を歴史的経緯や実証的なデータを基に明らかにする。まず地方分権改革の経緯や政権交代を経て継続的に取り組まれる地方分権改革にはどのような共通点があり違いがあるのかについて先行研究を手がかりとして整理・検討する。次に履修者がそれぞれ任意の政策領域を選択し、地方分権改革の前後で当該政策領域にどのような変化が生じているのかについてデータを収集し、整理する。その結果をもとに報告をしてもらい履修者全員で討論を行う。	
		政治社会学特論Ⅱ	大都市制度の現状と課題について歴史的経緯や実証的なデータを基に明らかにする。まず大都市制度に関する歴史について先行研究を整理し、その経緯を検討する。次に地方制度調査会では大都市制度についてどのような提言が行われてきたのかについて答申を読み、現状と課題に関する理解を深める。そして履修者がそれぞれ任意の自治体を選択し、当該自治体において大都市制度に関わるどのような問題が生じているのかについてデータを収集し、整理する。その結果を基に報告をしてもらい履修者全員で討論を行う。	
		政治社会学特論Ⅲ	地方自治の現状と課題について歴史的経緯や実証的なデータを基に明らかにする。まず地方自治についてテキストの輪読を通じて基本的な概念の修得を目指す。次に履修者がそれぞれ任意のテーマを選択し、当該テーマについて調査を行う。その際に現状はどのようなになっているのかという問いとなぜそうになっているのかという問いをそれぞれ設定し、その問いに対する答えとして仮説が導出できるようになることを目指す。その仮説をもとに報告し、履修者同士や担当者からのコメントを踏まえて、仮説をブラッシュアップする。	
		政治社会学特論Ⅳ	地方政治の現状と課題について歴史的経緯や実証的なデータを基に明らかにする。まず地方政治についてテキストの輪読を通じて基本的な概念の修得を目指す。次に履修者がそれぞれ任意のテーマを選択し、当該テーマについて調査を行う。その際に現状はどのようなになっているのかという問いとなぜそうになっているのかという問いをそれぞれ設定し、その問いに対する答えとして仮説が導出できるようになることを目指す。その仮説をもとに報告し、履修者同士や担当者からのコメントを踏まえて、仮説をブラッシュアップする。	
		政策過程論特論Ⅰ	政治学や政策過程論における分析手法の修得と考察を通じて、政策過程論に対する理解を深め、リサーチデザインのたて方、論証の仕方、学術論文の書き方など、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを具備できるようにする。この授業では、政治学や政策過程論に関する入門的な方法論の文献（伊藤修一郎の『政策リサーチ入門』）を読んでその基本的な分析手法を学ぶとともに、方法論的な側面から種々の検討を加え、政策過程論の抱える諸課題について考察する。	
		政策過程論特論Ⅱ	政治学や政策過程論における分析手法の修得と考察を通じて、政策過程論に対する理解を深め、リサーチデザインのたて方、論証の仕方、学術論文の書き方など、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを具備できるようにする。この授業では、政治学や政策過程論に関する入門的な方法論の文献（久米郁男の『原因を推論する』）を読んでその基本的な分析手法を学ぶとともに、方法論的な側面から種々の検討を加え、政策過程論の抱える諸課題について考察する。	
		政策過程論特論Ⅲ	政治学や政策過程論における分析手法の修得と考察を通じて、政策過程論に対する理解を深め、リサーチデザインのたて方、論証の仕方、学術論文の書き方など、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを具備できるようにする。この授業では、政治学や政策過程論に関する入門的な方法論の文献（キング＝コヘイン＝バーバの『社会科学のリサーチ・デザイン』）を読んでその基本的な分析手法を学ぶとともに、方法論的な側面から種々の検討を加え、政策過程論の抱える諸課題について考察する。	
		政策過程論特論Ⅳ	政治学や政策過程論における分析手法の修得と考察を通じて、政策過程論に対する理解を深め、リサーチデザインのたて方、論証の仕方、学術論文の書き方など、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを具備できるようにする。この授業では、政治学や政策過程論に関する入門的な方法論の文献（ガーツ＝マホニーの『社会科学のパラダイム論争』）を読んでその基本的な分析手法を学ぶとともに、方法論的な側面から種々の検討を加え、政策過程論の抱える諸課題について考察する。	
		計量政治学特論Ⅰ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業では、社会科学方法論についての初歩的なテキストである高根正昭（著）『創造の方法学』等を講読し議論することにより、計量分析を中心とした政治の実証研究の方法についての基礎的知識を得ることを目指す。	

専門基礎 科目群（4 単位以上 選択必 修）	政治学	計量政治学特論Ⅱ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業では、社会科学方法論についての標準的なテキストであるゲアリー・キングほか（著）『社会科学のリサーチ・デザイン』等を講読し議論することにより、計量分析を中心とした政治の実証研究の方法についての認識を深めることを目指す。	
		計量政治学特論Ⅲ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業では、社会科学方法論についての発展的なテキストであるヘンリー・ブレイディほか（編）『社会科学の方法論争』等を講読し議論することにより、計量分析を中心とした政治の実証研究の方法についての発展的な知識を得ることを目指す。	
		計量政治学特論Ⅳ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業では、社会科学方法論についての発展的なテキストであるヘンリー・ブレイディほか（編）『社会科学の方法論争』等を講読し議論することにより、計量分析のみならず定性的分析をも含めた政治の実証研究の方法全般についての認識を深めることを目指す。	
		政治思想史特論Ⅰ	政治思想の文献を読むことを通して、そこで主題になっている原理的問題が何か自分で再構成できる能力を身につける。現代の政治哲学の最も重要なテーマである「自由」と「平等」をめぐる、主に英米圏での議論の流れを、ロック、ヒューム、アダム・スミスなどによる「私的所有」の根拠付けをめぐって展開する古典的自由主義の議論にまで遡って原理的に考察する。社会全体にとっての「共通善」や社会的連帯を追求する議論が、市民の「自由な活動」の余地を最大限に保証しようとする、自由主義の原則とそもそも両立可能なかを、代表的な理論家たちのテキストに即して考える。	
		政治思想史特論Ⅱ	政治思想の文献を読むことを通して、そこで主題になっている原理的問題が何か自分で再構成できる能力を身につける。現代の政治哲学の最も重要なテーマである「自由」と「平等」をめぐる議論の源流に遡って考える。特論Ⅰで確認した内容を踏まえ、それを修正し、再配分を可能にする理論的な枠組みとして登場してきたベンサムやミルの功利主義に焦点を当てる。社会全体にとっての「共通善」や社会的連帯を追求する議論が、市民の「自由な活動」の余地を最大限に保証しようとする、自由主義の原則とそもそも両立可能なかを、代表的な理論家たちのテキストに即して考える。	
		政治思想史特論Ⅲ	英米圏の自由主義的政治思想の古典の文献を読んで、自由主義についての理解を深める。現代の政治哲学の最も重要なテーマである「自由」と「平等」をめぐる議論を、英米の政治思想史を軸に再考する。一九世紀以降の展開、古典主義的自由論を修正し再配分の可能性を探るアプローチとして登場してきたベンサムやミルの功利主義を軸に、ロールズやドゥワオーキンなど現代に至るまでの流れを概観する。社会全体にとっての「共通善」や社会的連帯を追求する議論が、市民の「自由な活動」の余地を最大限に保証しようとする、自由主義の原則とそもそも両立可能なかを、代表的な理論家たちのテキストに即して考える。	
		政治思想史特論Ⅳ	英米圏の自由主義的政治思想の古典の文献を読んで、自由主義についての理解を深める。現代の政治哲学の最も重要なテーマである「自由」と「平等」をめぐる議論を、英米の政治思想史を軸に再考する。特論Ⅲの内容を前提とし、幸福の量的最大化を志向する功利主義系の議論と、個人の権利に重きを置くリベラルな平等論の対立に注目し、現代自由主義にの特徴を捉え直す。社会全体にとっての「共通善」や社会的連帯を追求する議論が、市民の「自由な活動」の余地を最大限に保証しようとする、自由主義の原則とそもそも両立可能なかを、代表的な理論家たちのテキストに即して考える。	
		政治コミュニケーション論特論Ⅰ	政治コミュニケーション論に関する既存の理論に関する理解を様々なトピックの議論を通じて深める。具体的には、国際/政治コミュニケーションに関連する理論や先行研究を利用して分析手法を学び、この分野の理解を深める。履修者の興味、研究領域も加味した事例研究では、これまでの学習、研究の過程を反映させながら進める。その結果、自分で考え、新たな発見や知見を導出することが「成果」になることに気付かせることも重視していきたい。	
		政治コミュニケーション論特論Ⅱ	政治コミュニケーション論特論Ⅰの理解をベースにして、現代的な政治コミュニケーションにおける諸現象を考察する。多様化するメディア環境において、政治現象、政策、情報、メディア技術の相互関係に注目する。ここでは、ソーシャル・メディア上に登場する単に新しい現象を理解することでは不十分である。その現象の出現背景とそこに含まれる言説の特徴（構造的またはトピックに関する）解析とその方法、社会的影響を議論することも重視する。意見の異なる人々が存在し、相互作用と分断（現象）を通じて政治や世論、社会が複雑に入り組む「現実」について考察を深める。先行研究を利用して分析手法を知り、履修者の着眼点を踏まえた事例研究を進める。その過程を通じて、履修者自身が考え、表現することが「成果」として求められる。	
		政治コミュニケーション論特論Ⅲ	現代政治とコミュニケーションの関係を理解するうえで不可欠な政治制度、政策、情報、人（材）、メディア、技術の（相互）関係に注目し、それらの理解を深め、注目される政治・社会現象に関するトピックを自ら選択し、それらに関する議論を既存マス・メディア、ソーシャル・メディアからの資料収集、マルチレベルからの分析、考察を展開する。当該の先行研究の流れを踏まえ、分析の「妥当性」と「新規性」を意識するプロセスは、世の中にあふれる「データや言説」とそれらの「根拠」といわれるものを疑ってみるという意識作りに通じる。これによって、俗に言われるメディアリテラシーの向上にとどまらず、エビデンスに基づく具体的な施策の評価、新たな施策の必要性、実現性、課題についての議論が促される。	
		政治コミュニケーション論特論Ⅳ	政治コミュニケーション論における実証可能性とその限界についての理解を深める。今日、様々な手法が開発、応用され、用途も拡大している。しかし同時に、政治を含む諸制度やフレームと、内包されるコミュニケーションが複雑に交錯する政治・社会過程全てを実証することには必ず限界がある。この現実を踏まえ、研究における部分合理性と普遍性の関係を理解することは、研究の正当な評価と今後の可能性を見いだすきっかけとなる。これらの点に気づくことを、この授業の目標と成果とする。	
研究会科目 （研究コースは所属プログラム の研究会4単位必修、高度専門職 コースは4単位選択必修）		研究会（基礎法学）Ⅰ	様々な研究発表を聴講し、その議論に参加する中で、自己の問題関心を深め、研究の方向性を見出して行くことを目的とする。本科目の受講者に対しては、教員の研究発表における議論に積極的に参加してもらうとともに、研究の進展状況を確認するため期間中に最低1回は中間発表を行ってもらう。	
		研究会（基礎法学）Ⅱ	様々な研究発表を聴講して議論に参加し、また修士論文の中間発表を行い参加者から批評を仰ぐことによって、修士論文の完成度を高めることを目的とする。教員の研究発表を聞いて議論に積極的に参加してもらうとともに、自身の修士論文の予備発表を行ってもらう。	
		研究会（公法学・社会法学）Ⅰ	研究会において研究者の報告を聴くことにより、深い論理的思考能力を養う。また、自らも報告し参加者から意見をもらうことにより、論点についての理解度を高める。定期的に開催される研究会に参加する。自分の研究分野のみならず、隣接する分野の研究報告を聴くこととなる。さらに、最新の判例についての評釈を聴くことにより、最先端の学問状況を把握する。また、受講生にも最低でも半年に1度の報告をしてもらう。	
		研究会（公法学・社会法学）Ⅱ	研究会Ⅰでの蓄積を踏まえて、より深い論理的思考能力を養う。また、自らも報告し参加者から意見をもらうことにより、論点についての理解度を高める。定期的に開催される研究会に参加する。自分の研究分野のみならず、隣接する分野の研究報告を聴くこととなる。さらに、最新の判例についての評釈を聴くことにより、最先端の学問状況を把握する。また、受講生にも最低でも期間中、1度の報告をしてもらう。	
		研究会（民事法学）Ⅰ	研究会における他者の報告を聞き、議論に参加することで、まずは、自己の研究としての目標を確認し、自己の研究報告の準備を進める。民事法に関係するテーマであれば、内容・報告形式は、原則として自由である（判例等の評釈、民事法関係の個別テーマ報告など）。自己の専攻分野・関心領域のみならず、民事法全般にわたる重要テーマや横断的な課題、外国法の理解、研究方法などを学ぶ機会が与えられることから、積極的な参加が望まれる。	

研究会科目 (研究コースは所属プログラムの研究会4単位必修、高度専門職コースは4単位選択必修)		研究会（民事法学）Ⅱ	研究会における報告や討論を通じて、自らが選んだ研究領域の問題を的確に把握し、自己の研究を深め、より充実した修士論文を作成・完成させることを目標とする。定期的に学内外の研究者および大学院生が報告を行い、参加者で自由に討論をする。民事法に係るテーマであれば、内容・報告形式は、原則として、自由である(判例等の評釈、民事法関係の個別テーマ報告など)。自己の専攻分野・関心領域のみならず、民事法全般にわたる重要テーマや横断的な課題、外国法を理解、研究方法などを学ぶ機会が与えられることから、積極的な参加が望まれる。	
		研究会（政治学）Ⅰ	研究の進展状況を確認するため、学生に修士論文研究計画等の報告をしてもらう。報告に対して、様々な研究領域の教員が助言することで、文献情報収集・調査等に係る研究手法の妥当性、議論を裏付ける実証性、論証の妥当性、当該研究の学問的位置付けなどを学生に明確に意識させる。さらには、教員を含む各参加者が、自分の最新の研究成果を持ち寄って発表し、それに基づいて討論を行うことによって、参加者の学問的水準の向上をはかる。	
		研究会（政治学）Ⅱ	修士論文執筆中の学生に修士論文研究中間発表等の報告をしてもらう。報告に対して、様々な研究領域の教員が助言することで、文献情報収集・調査等に係る研究手法の妥当性、議論を裏付ける実証性、論証の妥当性、当該研究の学問的位置付けなどを学生に明確に意識させる。さらには、教員を含む各参加者が、自分の最新の研究成果を持ち寄って発表し、それに基づいて討論を行うことによって、参加者の学問的水準の向上をはかる。	
理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必修)	基礎法学	法理学演習Ⅰ	法理学の発展的な知識を修得するとともに、従来の学説に対する自分の意見を確立することをも目標とする。とくに法の一般理論(法概念論)に関する主要な論点について、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を批判的に検討する。法の一般理論は「法とは何か」という問いに取り組む法理学の最も中心的な部分を占めるため、法理学の学習・研究をする者にとって非常に重要な分野である。さらに、古典論理の基礎的な知識をふまえた考察ができるようになることが望ましい。	
		法理学演習Ⅱ	法理学演習Ⅰでの学習を前提として、ひきつづき法理学の発展的な知識を修得するとともに、従来の学説に対する自分の意見を確立することをも目標とする。とくに法の一般理論(法概念論)に関する主要な論点を取り上げ、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を批判的に検討する。法と正義または道徳の関係の有無についても検討する。さらに、様相論理の基礎的知識をふまえた考察ができるようになることが望ましい。	
		法理学演習Ⅲ	法理学演習Ⅰ及び法理学演習Ⅱでの学習を前提として、とくに法律学方法論(制定法や判例などの法源から事案に適用可能な法規範をどのように導き出すべきなのかを扱う分野、法解釈方法論ともいう)に関する主要な論点を取り上げ、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を批判的に検討する。法の欠缺の補充方法もこの授業の範囲となる。	
		法理学演習Ⅳ	狭義の法理学は法理学演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで学ぶ法の一般理論と法律学方法論で構成されるが、広義の法理学には正義論も含まれる。法と正義、または道徳の間に必然的な関係があることを認める非法実証主義の立場をとるならば、「法とは何か」という問いに取り組むためには「正義とは何か」という問いに取り組むことも必要となるからである。この授業では正義論に関する主要な論点を取り上げ、それぞれの論点に関する過去及び現在の著名な学者の主張を批判的に検討しつつ、自分の見解をまとめることを目指す。	
		日本法制史演習Ⅰ	江戸幕府が作成した法制史料の翻刻本を素材として近世文書の読み解き方を理解し、併せて史料の内容に関連する研究史について知見を深める。 幕府法を適用した裁判事例集である『御仕置例類集』の講読を通して、基本的な各種工具書の種類と特性を学ぶとともに、候文の文法や近世文書の特徴を身に付け、関連文献の調査手法を実地に学ぶ。	
		日本法制史演習Ⅱ	江戸幕府が作成した法制史料の翻刻本を素材として近世文書の読み解き方を理解し、併せて史料の内容に関連する研究史について知見を深める。 幕府法を適用した裁判事例集である『御仕置例類集』の講読を通して、各種工具書の使い方、関連するデータベース等の使い方に習熟し、候文の読解能力を更に涵養する。	
		日本法制史演習Ⅲ	『公事方御定書』の写本をテキストとして、近世日本の崩し字の読み解き方を学ぶ。習熟度に応じ、翻刻があり、かつ比較的小さい文章の文献から、長い文章、翻刻の存在しない文章へ難度を上げる。併せて、読解した条文の内容と関連する論考、裁判事例の検索能力を涵養する。	
		日本法制史演習Ⅳ	近世日本の崩し字の読み解き方をより深く学びつつ、テキストの内容と関連する古文書、裁判事例、先行研究等の検索能力を涵養する。当初のテキストには、翻刻の存在しない長い文章である加賀藩の地方文書から法制関連の内容を含むものを選択し提示するが、最終的には受講生自身で関心のあるテーマに繋がる文献を発見できるようにすることを目標とする。	
		東洋法制史演習Ⅰ	『唐律疏議』の講読を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得するとともに、漢文読解能力の向上を図る。本授業では、前近代中国法を代表する法典である「唐律」を題材とし、『唐律疏議』の講読を通して、講義で学んだ唐律の各種法概念を実際の条文に即して再確認する。具体的には、唐律名例律第1条～第5条（五刑条）、第6条（十惡条）、第7条（八議条）等の条文およびその注釈を講読する。	
		東洋法制史演習Ⅱ	『唐律疏議』の講読を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得するとともに、漢文読解能力の向上を図る。本授業では、前近代中国法を代表する法典である「唐律」を題材とし、『唐律疏議』の講読を通して、講義で学んだ唐律の各種法概念を実際の条文に即して再確認する。具体的には、唐律名例律第17条（官当条）、第26条（留養条）、第30条（老小廢疾收贖条）、第42条（共犯罪首從条）等の条文およびその注釈を講読する。	
		東洋法制史演習Ⅲ	清代刑事判例の講読を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業では、前近代中国法の最終形たる「清律」を題材とし、『刑案匯覽』等といった清代の刑事判例集の講読を通じて、清代の法運用の実態に即して清律の各種法概念を学ぶ。具体的には、清律名例律の贖刑条、老小廢疾收贖条、犯罪存留養親条、犯罪自首条、刑律の謀殺人条、強盜条等に関する判例史料を講読する。	
		東洋法制史演習Ⅳ	清代刑事判例の講読を通して、東洋法制史を研究して行く上で欠かすことのできない基礎的および発展的な知識を修得する。本授業では、前近代中国法の最終形たる「清律」を題材とし、『刑案匯覽』等といった清代の刑事判例集の講読を通じて、清代の法運用の実態に即して清律の各種法概念を学ぶ。具体的には、清律刑律の夜無故入人家条、殺死姦夫条、罪人拒捕条、鬪毆及故殺人条、戲殺誤殺過失殺傷人条、威逼人致死条等に関する判例史料を講読する。	
		外国法演習Ⅰ	外国法特論Ⅰ及びⅡの履修を前提として、そこで選んだテーマについて、関連する判例、論文をさらに蒐集し、批判的に検討を加える。具体的には、アメリカ憲法における司法制度、連邦制度、選挙制度、表現の自由に関する問題を扱い、議論に必要な資料の整理分析までを行う。この分析は、外国法演習Ⅱにおいてさらに発展させるものであるため、受講生と教員との間で密な指導を行いながら、複数枚の論点メモとして完成させる。	
		外国法演習Ⅱ	外国法演習Ⅰの履修を前提として、そこで選んだテーマについて、論点メモを基礎としながら、2万字程度の研究ノートとして完成させることを目的とする。研究ノートでは、選択した論点の歴史的発展を、判例の展開を中心に検討し、アメリカ法研究で標準とされているサイテーションの形式を守りながら、執筆することを徹底的に指導し、修士論文の執筆の足がかりとする。	

理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必修)	基礎法学	外国法演習Ⅲ	外国法特論Ⅲ及びⅣの履修を前提として、そこで選んだテーマについて、関連する判例、論文をさらに蒐集し、批判的に検討を加える。具体的には、裁判官轄権、証拠開示制度、陪審裁判制度における手続き上の諸問題（陪審選定、説示、評決後の手続き）に関する問題を扱い、議論に必要な資料の整理分析までを行う。この分析は、外国法演習Ⅳにおいてさらに発展させるものであるため、受講生と教員との間で密な指導を行いながら、複数枚の論点メモとして完成させる。	
		外国法演習Ⅳ	外国法演習Ⅲの履修を前提として、そこで選んだテーマについて、論点メモを基礎としながら、2万字程度の研究ノートとして完成させることを目的とする。研究ノートでは、選択した論点の歴史的発展を、判例の展開を中心に検討し、アメリカ法研究で標準とされているサイテーションの形式を守りながら、執筆することを徹底的に指導し、修士論文の執筆の足がかりとする。	
	憲法演習Ⅰ 憲法演習Ⅱ 憲法演習Ⅲ 憲法演習Ⅳ 行政法演習Ⅰ 行政法演習Ⅱ 行政法演習Ⅲ 行政法演習Ⅳ 公法学・ 社会法学 税財政法演習Ⅰ 税財政法演習Ⅱ 税財政法演習Ⅲ 税財政法演習Ⅳ 国際法演習Ⅰ 国際法演習Ⅱ	憲法演習Ⅰ	憲法上の権利（基本権）の意義・限界について考察を深め、基本権の実現方法について受講生なりの私見を確立することを目指す。高度な教材を用いた演習形式で、基本権の考察を深める。教員が指名した受講生が特定テーマについてレジュメを作成し報告を行ったうえで、他の受講生との質疑応答を行う。適宜、教員が報告・討議内容について、補足的に解説を加えるスタイルを取る。この演習では、人権の基礎付け論から、大学の独立法人化までを取り扱う。	
		憲法演習Ⅱ	憲法上の権利（基本権）の意義・限界について考察を深め、基本権の実現方法について受講生なりの私見を確立することを目指す。高度な教材を用いた演習形式で、基本権の考察を深める。教員が指名した受講生が特定テーマについてレジュメを作成し報告を行ったうえで、他の受講生との質疑応答を行う。適宜、教員が報告・討議内容について、補足的に解説を加えるスタイルを取る。この演習では、表現の自由の原理論から、刑事法の改正の是非論まで扱う。	
		憲法演習Ⅲ	憲法総論・統治機構に関する判例・学説の理解を一層深め、受講生なりの私見を確立することを目指す。高度な教材を用いた演習形式で、憲法総論・統治機構に関する考察を深める。教員が指名した受講生が特定テーマについてレジュメを作成し報告を行ったうえで、他の受講生との質疑応答を行う。適宜、教員が報告・討議内容について、補足的に解説を加えるスタイルを取る。この演習では、権力分立から、立法権まで取り扱う。	
		憲法演習Ⅳ	憲法総論・統治機構に関する判例・学説の理解を一層深め、受講生なりの私見を確立することを目指す。高度な教材を用いた演習形式で、憲法総論・統治機構に関する考察を深める。教員が指名した受講生が特定テーマについてレジュメを作成し報告を行ったうえで、他の受講生との質疑応答を行う。適宜、教員が報告・討議内容について、補足的に解説を加えるスタイルを取る。この演習では、行政権から、憲法改正の限界まで扱う。	
		行政法演習Ⅰ	最新の行政法判例を検討・分析することを通じ、行政紛争の実態、法制度の仕組み、法解釈・適用を通じた紛争の解決方法を学び、特に自治体職員に求められる（政策）法務能力の向上を図る。行政立法や行政行為、行政上の義務履行確保について最新の判例を検討・分析し、討議を行う。	
		行政法演習Ⅱ	最新の行政法判例を検討・分析することを通じ、行政紛争の実態、法制度の仕組み、法解釈・適用を通じた紛争の解決方法を学び、特に自治体職員に求められる（政策）法務能力の向上を図る。行政指導や行政契約、行政手続法について最新の判例を検討・分析し、討議を行う。	
		行政法演習Ⅲ	最新の行政法判例を検討・分析することを通じ、行政紛争の実態、法制度の仕組み、法解釈・適用を通じた紛争の解決方法を学び、特に自治体職員に求められる（政策）法務能力の向上を図る。取消訴訟の処分性や取消訴訟の原告適格、義務付け訴訟について最新の判例を検討・分析し、討議を行う。	
		行政法演習Ⅳ	最新の行政法判例を検討・分析することを通じ、行政紛争の実態、法制度の仕組み、法解釈・適用を通じた紛争の解決方法を学び、特に自治体職員に求められる（政策）法務能力の向上を図る。禁止訴訟や実質的当事者訴訟、国賠訴訟について最新の判例を検討・分析し、討議を行う。	
		税財政法演習Ⅰ	家族と税制のかかわりを分析し、家族政策と租税政策との在り方について考察を深める。日本とフランスとを、タテにヨコに比較し、家族制度と租税政策の関係について考察する。まず、演習Ⅰでは、日本における議論状況を分析・検討する。とりわけ、民法（家族法）の改正について、改正点の確認を行うとともに、改正後の議論状況を確認する。履修生には、租税法だけでなく民法（家族法）の基礎的知見を修得してもらいたい。演習Ⅰでは、各自に割り振られたテキストの担当箇所を要約し、その内容を報告することが求められる。報告を踏まえて、参加者で議論する。	
		税財政法演習Ⅱ	家族と税制のかかわりを分析し、家族政策と租税政策との在り方について考察を深める。日本とフランスとを、タテにヨコに比較し、家族制度と租税政策の関係について考察する。演習Ⅱでは、日本における家族と税制に関する基礎的な論文集等を読み込み、これまでの議論状況を確認する。また、日仏の家族法、家族と税制に関する基礎的文献を読み込む。履修生には、各自に割り振られたテキストの担当箇所を翻訳し、その内容を報告することが求められる。報告を踏まえて、参加者で議論する。	
		税財政法演習Ⅲ	家族と税制に関するフランス租税法のテキストを用いて、関連する制定法を読み込み、主要な判例を分析する。日本とフランスとを、タテにヨコに比較し、家族制度と租税政策の関係について考察する。演習Ⅲでは、フランスの家族租税法に関する文献Precis de droit fiscal de la familleを読み、フランス租税法における家族関係税制の概要を押さえ、家族政策としての租税政策に関する議論を分析する。履修生には、各自に割り振られたテキストの担当箇所を翻訳し、その内容を報告することが求められる。報告を踏まえて、参加者で議論する。	
		税財政法演習Ⅳ	家族と税制に関するフランス租税法のテキストを用いて、関連する制定法を読み込み、主要な判例を分析する。日本とフランスとを、タテにヨコに比較し、家族制度と租税政策の関係について考察する。フランス家族租税法の文献Precis de droit fiscal de la familleを読み込むとともに、家族租税法に関する事例演習テキストExercis de droit fiscal de la familleを用いて事例の分析を行い、理解を深める。履修生には、各自に割り振られたテキストの担当箇所を翻訳し、その内容を報告することが求められる。報告を踏まえて、参加者で議論する。また、税財政法に関する博士論文を執筆する者がいる場合には、この演習の中で、定期的に博士論文について報告する機会を設定する。	
		国際法演習Ⅰ	国際法全般に関わる重要な判例を取り上げ、判例評釈を通じて、これら判例の知識を深め、判例分析の能力を向上させる。裁判という形で表面化した国際紛争を題材として国際法学の理解をすすめる。国際法の判例研究は、条約及び慣習法を明確化し国際法を正確に理解する上で重要である。演習参加者は、国際的な裁判機関、特に国際司法裁判所の主要な判決及び意見を原文（英語又はフランス語）で読み発表を行う。報告者は英文判決の正確な読解に加えて、各事例の国際法上の諸問題を分析することが求められる。判例評釈を行う上で、判例の意義を正しく理解するため、国内外の学術論文（主に英語論文）を用いて、分析を行う。演習参加者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	
		国際法演習Ⅱ	国際紛争の平和的解決と国際社会の平和と安全の維持に関する各種の事例研究及び判例の分析を行う。特に授業に参加する学生の興味分野における国際紛争を取り上げ検証する。これらの事例研究又は判例評釈を通じて、判例と国際法分野の知識を深め、分析能力を向上させる。演習参加者は、海洋法、国際経済法、国際環境法など多分野の中から自分の研究に関係する国際紛争と、それを解決するための国際制度について学び、関係判決及び意見を原文（英語又はフランス語）で読み発表を行う。報告者は英文判決の正確な読解に加えて、各事例の国際法上の諸問題を分析することが求められる。判例評釈を行う上で、判例の意義を正しく理解するため、国内外の学術論文（主に英語論文）を用いて、分析を行う。演習参加者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	

理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必 修)	公法学・ 社会法学	国際法演習Ⅲ	国際法の個別分野における判例評釈や国際機関からの報告書や決議の分析を行う。特に国際人権法及び国際刑事法の分野における主要判例や、各種の人権機関の決議や勧告を取り上げる。これら判例評釈を通じて、判例と国際法分野の知識を深め、判例分析の能力を向上させる。演習参加者は、国際人権法及び国際刑事法の主要な判決及び意見を原文（英語又はフランス語）で読み発表を行う。報告者は外国語判決の正確な読解に加えて、各事例の国際法上の諸問題を分析することが求められる。判例評釈を行う上で、判例の意義を正しく理解するため、国内外の学術論文（主に英語論文）を用いて、分析を行う。演習参加者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	
		国際法演習Ⅳ	国際人道法と国際刑事法に関する各種の判例の分析を行う。これら判例評釈を通じて、判例と国際法分野の知識を深め、判例分析の能力を向上させる。演習参加者は、判決及び意見を原文（英語又はフランス語）で読み発表を行う。報告者は英文判決の正確な読解に加えて、各事例の国際法上の諸問題を分析することが求められる。判例評釈を行う上で、判例の意義を正しく理解するため、国内外の学術論文（主に英語論文）を用いて、分析を行う。演習参加者には、国際法の理解を深めつつ、理論的思考、英語読解力、並びに各種文献及びインターネットを駆使した調査及び研究能力の向上が期待される。	
		刑法演習Ⅰ	刑法総論前半部に係る重要判例の分析能力を深化させ、新たな問題への対応能力をも獲得する。刑法総論上の重要な諸論点に関する近時の判例を採り上げ、当該論点に係る従来の判例の立場を踏まえた上で、当該判例の立論、その従来の判例との関係性・位置づけ、これらに対する学説の視点からの評価等を分析する。	
		刑法演習Ⅱ	刑法総論後半部に係る重要判例の分析能力を深化させ、新たな問題への対応能力をも獲得する。刑法総論上の重要な諸論点に関する近時の判例を採り上げ、当該論点に係る従来の判例の立場を踏まえた上で、当該判例の立論、その従来の判例との関係性・位置づけ、これらに対する学説の視点からの評価等を分析する。	
		刑法演習Ⅲ	刑法各論前半部に係る重要判例の分析能力を深化させ、新たな問題への対応能力をも獲得する。刑法各論上の重要な諸論点に関する近時の判例を採り上げ、当該論点に係る従来の判例の立場を踏まえた上で、当該判例の立論、その従来の判例との関係性・位置づけ、これらに対する学説の視点からの評価等を分析する。	
		刑法演習Ⅳ	刑法各論後半部に係る重要判例の分析能力を深化させ、新たな問題への対応能力をも獲得する。刑法各論上の重要な諸論点に関する近時の判例を採り上げ、当該論点に係る従来の判例の立場を踏まえた上で、当該判例の立論、その従来の判例との関係性・位置づけ、これらに対する学説の視点からの評価等を分析する。	
		刑事訴訟法演習Ⅰ	刑事訴訟法の理解を前提に、社会的問題を刑事訴訟法上の論点へと落とし込む。院生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を正確に理解し、刑事訴訟法上の争点につき正しく指摘できることを目指す。そのために、文献の扱い、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、院生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを目指す。	
		刑事訴訟法演習Ⅱ	刑事訴訟法の理解と問題点への考察を深める。院生各自が、刑事訴訟法上の基礎知識を前提としながら、自身が指摘する問題点につき解決のための説得的、理論的私見を展開できるようになることを目標とする。そのために、文献の扱い、読み込み方、理解の仕方などを学び、さらに、院生相互の議論を通じて、問題に対する考察を深める力を養うことを目指す。	
		刑事訴訟法演習Ⅲ	公訴、公判および判決手続につき、正確に読み解く力を養う。判例を調査分析することにより、法の適用実態と判例の意義及び動向を把握させる。	
		刑事訴訟法演習Ⅳ	公訴、公判および判決手続の主要な論点を把握し、判例の課題について考察する力を養う。そのために、判例に対して出される、諸文献・資料を参考にしてその問題点を研究する。	
		労働法演習Ⅰ	個別的労働判例を素材として、学術的に意義のある理論的課題を研究しうる能力の養成を目標とする。判例の正確な読み方、分析視角、自己の見解の持ち方などを修得する。重要な個別的労働判例を素材にして、労働法理論の検討を行う。受講生の報告を中心にして進める。	
		労働法演習Ⅱ	集团的労働判例を素材として、学術的に意義のある理論的課題を研究しうる能力の養成を目標とする。判例の正確な読み方、分析視角、自己の見解の持ち方などを修得する。重要な集团的労働判例を素材にして、労働法理論の検討を行う。受講生の報告を中心にして進める。	
		労働法演習Ⅲ	労働法に関する高度の専門的能力の養成をめざし、「労働法実務」をテーマとする。労働紛争解決などにかかわる法実務の意義と役割を理解する。労働法の実務に関するテーマを対象にして、受講生の報告に基づき、その意義・役割・課題などを探求する。	
		労働法演習Ⅳ	比較法研究の意義と役割の理解を通じて労働法に関する高度の専門的能力の養成をめざす。労働法の比較法研究に関する文献と対象にして、受講生の報告に基づきその手法を学ぶ。	
	社会保障法	社会保障法演習Ⅰ	社会保障に関連した裁判例の検討を通じて社会保障の法律関係についての理解を深め、社会保障領域における新たな問題解決のためのツールを拡充することを目標とする。近年、社会保障制度に関連した裁判例はかなりの蓄積をみるようになっており、社会保障の法律関係を正確に理解するためには、こうした裁判例の理解が不可欠である。社会保障法演習Ⅰでは、医療保険、介護保険、各種医療保障制度に関わる重要な裁判例を取り上げ検討する。	
		社会保障法演習Ⅱ	社会保障に関連した裁判例の検討を通じて社会保障の法律関係についての理解を深め、社会保障領域における新たな問題解決のためのツールを拡充することを目標とする。近年、社会保障制度に関連した裁判例はかなりの蓄積をみるようになっており、社会保障の法律関係を正確に理解するためには、こうした裁判例の理解が不可欠である。社会保障法演習Ⅱでは、年金保険、労災保険、社会手当などの領域における基本的な裁判例を取り上げ検討する。	
		社会保障法演習Ⅲ	社会保障に関連した裁判例の検討を通じて社会保障の法律関係についての理解を深め、社会保障領域における新たな問題解決のためのツールを拡充することを目標とする。近年、社会保障制度に関連した裁判例はかなりの蓄積をみるようになっており、社会保障の法律関係を正確に理解するためには、こうした裁判例の理解が不可欠である。社会保障法演習Ⅲでは、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉などの社会福祉領域における重要裁判例を取り上げ検討する。	
		社会保障法演習Ⅳ	社会保障に関連した裁判例の検討を通じて社会保障の法律関係についての理解を深め、社会保障領域における新たな問題解決のためのツールを拡充することを目標とする。近年、社会保障制度に関連した裁判例はかなりの蓄積をみるようになっており、社会保障の法律関係を正確に理解するためには、こうした裁判例の理解が不可欠である。社会保障法演習Ⅳでは、生活保護制度に関わる裁判例のうち、生活保護基準、保護の受給手続きなどに関わる重要裁判例を取り上げ検討する。	
	民事法学	民法A演習Ⅰ	2020年4月施行の民法（債権法）改正について検討を行う。まずは、民法改正の背景を確認し、総則（法律行為・意思表示・代理）、債権譲渡、債権譲渡の対抗要件、約款、多数当事者の債権債務関係などのテーマにつき検討を行う。講義の受講、報告、レポート作成を通して、債権法改正に関する基本事項を理解するとともに、自ら分析を行う法的思考力を養うことを目標とする。担当をあらかじめ決め、履修者による報告を行う。	
		民法A演習Ⅱ	債権法改正について検討を行う。特に、保証・連帯保証、詐害行為取消権、債権者代位権、弁済・代物弁済、相殺などをテーマに講義の受講、報告、レポート作成を通して、債権法改正に関する基本事項を理解すると共に、自ら分析を行う法的思考力を養うことを目標とする。	

理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必修)	民法法学	民法A演習Ⅲ	本演習では、これまでの債権法改正の議論を分析することによって、債権法改正に関する基礎的知識や債権法の問題について理解を深めることを目標とする。債権法改正のうち、主として契約法（契約の成立、契約の種類、損害賠償・解除、売買）にかかる重要論点について、受講者の関心のあるテーマにつき、各自が報告を行い、最後に、レポートを提出してもらう。	
		民法A演習Ⅳ	契約法分野（貸借、消費貸借、使用貸借、請負、委任等）に関わる債権法改正について検討を行う。本演習では、これまでの債権法改正の議論を分析することによって、債権法改正に関する基礎的知識や債権法の問題について理解を深めることを目標とする。受講者の関心のあるテーマにつき、各自が報告を行い、最後に、レポートを提出してもらう。	
		民法B演習Ⅰ	物権法分野（物権的請求権、占有、対抗問題、即時取得）の主要判例を検討する。物権法分野（物権的請求権、占有、対抗問題、即時取得）における理解を深めることができる。各回において、物権法分野（物権的請求権、占有、対抗問題、即時取得）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民法B演習Ⅱ	物権法分野（占有、通行権、共有、入会）の主要判例を検討する。物権法分野（占有、通行権、共有、入会）における理解を深めることができる。各回において、物権法分野（占有、通行権、共有、入会）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民法B演習Ⅲ	不法行為分野（因果関係、過失、損害論）の主要判例を検討する。不法行為分野（因果関係、過失、損害論）における理解を深めることができる。各回において、不法行為分野（因果関係、過失、損害論）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民法B演習Ⅳ	不法行為分野（共同不法行為、使用者責任、人格権侵害）の主要判例を検討する。不法行為分野（共同不法行為、使用者責任、人格権侵害）における理解を深めることができる。各回において、不法行為分野（共同不法行為、使用者責任、人格権侵害）の代表的な最高裁判例から毎回1件を選んで検討する。	
		民事訴訟法演習Ⅰ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要な判例（民事訴訟法演習Ⅰでは、訴訟主体（当事者及び裁判所）に関するもの）を1件ずつ取り上げ、検討する。参加者は、対象判例の事案と判旨を要約した上で、判示事項に関連する学説、先例を整理したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法演習Ⅱ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要な判例（民事訴訟法演習Ⅱでは、訴訟客体（訴訟物）に関するもの）を1件ずつ取り上げ、検討する。参加者は、対象判例の事案と判旨を要約した上で、判示事項に関連する学説、先例を整理したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法演習Ⅲ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要な判例（民事訴訟法演習Ⅲでは、訴訟過程（主張及び立証）に関するもの）を1件ずつ取り上げ、検討する。参加者は、対象判例の事案と判旨を要約した上で、判示事項に関連する学説、先例を整理したペーパーを準備する。	
		民事訴訟法演習Ⅳ	民事訴訟法の基本的、専門的知識を修得することを目的として、毎回、民事訴訟法の重要な判例（民事訴訟法演習Ⅳでは、上訴・再審および特別訴訟に関するもの）を1件ずつ取り上げ、検討する。参加者は、対象判例の事案と判旨を要約した上で、判示事項に関連する学説、先例を整理したペーパーを準備する。	
		商取引法演習Ⅰ	商法総則・会社法総則についてさらに深い理解を得ることを目的とする。具体的には、受講者に事前に報告テーマを割り当てるか、教員との相談により報告テーマを決めた後、報告をしてもらい、報告後、全員で議論する。	
		商取引法演習Ⅱ	商取引法演習Ⅰに引き続き、商行為法分野についてさらに深い理解を得ることを目的とする。具体的には、受講者に事前に報告テーマを割り当てるか、教員との相談により報告テーマを決めた後、報告をしてもらい、報告後、全員で議論する。	
		商取引法演習Ⅲ	手形法・小切手法についてさらに深い理解を得ることを目的とする。具体的には、受講者に事前に報告テーマを割り当てるか、教員との相談により報告テーマを決めた後、報告をしてもらい、報告後、全員で議論する。	
		商取引法演習Ⅳ	商取引法演習Ⅲに引き続き、手形法・小切手法についてさらに深い理解を得ることを目的とする。具体的には、受講者に事前に報告テーマを割り当てるか、教員との相談により報告テーマを決めた後、報告をしてもらい、報告後、全員で議論する。	
		会社法演習Ⅰ	株式会社の取締役、取締役会について理解を深めることを目的とする。重要な論文、裁判例を受講者が報告し、それに基づいて議論を行う。日本の会社法はアメリカ法の影響を受けているので、一部は英語の文献を扱う予定である。	
		会社法演習Ⅱ	株式会社の株主、株主総会について理解を深めることを目的とする。重要な論文、裁判例を受講者が報告し、それに基づいて議論を行う。日本の会社法はアメリカ法の影響を受けているので、一部は英語の文献を扱う予定である。	
		会社法演習Ⅲ	株式会社の資金調達について理解を深めることを目的とする。重要な論文、裁判例を受講者が報告し、それに基づいて議論を行う。日本の会社法はアメリカ法の影響を受けているので、一部は英語の文献を扱う予定である。	
		会社法演習Ⅳ	株式会社の組織再編について理解を深めることを目的とする。重要な論文、裁判例を受講者が報告し、それに基づいて議論を行う。日本の会社法はアメリカ法の影響を受けているので、一部は英語の文献を扱う予定である。	
		経済法演習Ⅰ	経済法特論Ⅰで得た知識をもとに、どのような要件のもとで排除型私的独占と正当な競争行為が区別できるかについて、または排除型私的独占と不公正な取引方法の違いについて受講者各自がそれぞれ事例（外国の事例も必ず含む）や学説、ガイドラインなどを調査、分析し、報告を行う。各報告についてその都度受講者全員で討論を行う。	
		経済法演習Ⅱ	経済法特論Ⅱで得た知識をもとに、どのような要件のもとで私的独占に含まれない不公正な取引方法のみの認定が行われるのかについて受講者各自がそれぞれ事例（外国の事例も必ず含む）や学説、ガイドラインなどを調査、分析し、報告を行う。各報告についてその都度受講者全員で討論を行う。	
		経済法演習Ⅲ	経済法特論Ⅲで得た知識をもとに、単なる情報の交換や意識的並行行為と独禁法上の「意思の連絡」の違いについて受講者自身がそれぞれ事例（外国の事例も必ず含む）や学説、ガイドラインなどを調査、分析し、報告を行う。特にビッグデータやアルゴリズムを利用したカルテルについても注目し、取り入れる。各報告についてその都度受講者全員で討論を行う。	
		経済法演習Ⅳ	経済法特論Ⅳで得た知識をもとに、最近日本において企業結合の認定までに時間がかかった事例やその理由及び問題解消措置などについて諸外国との比較を取り入れて受講者各自がそれぞれ報告を行う。各報告についてその都度受講者全員で討論を行う。	

理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必 修)	民法法学	国際私法演習Ⅰ	準拠法決定、国際裁判管轄、外国判決の承認・執行に関し、学説及び実務において重要な論点について理解を深める。本授業は、国際私法の基本的知識を修得した者を対象とし、現在学界あるいは実務上問題となっている論点を受講者自身が選択し、現状の調査、問題点の抽出及び分析を行う。国際私法の現代的な論点について、受講者各自がテーマを選択し、そのテーマについての現状の調査、問題点の抽出及び分析を報告する。報告に対して、他の受講者とともに議論を行う。	
		国際私法演習Ⅱ	学説及び実務において重要な国際私法上の論点についての外国法における議論の理解を深める。本科目は国際私法の基本的知識を修得した者を対象とする。現在、または将来的に、学界あるいは実務上問題となる論点を受講者自身が選択し、我が国及び比較法の対象とする外国法制の現状を調査した上で、問題点の抽出及び分析を行う。受講者各自がテーマを選択し、そのテーマについての当該外国法制の現状の調査、問題点の抽出及び分析を踏まえて取りまとめられた報告に対して、他の受講者とともに議論を行う。	
		国際取引法演習Ⅰ	我が国法制度における国際取引関連規定に関して生じる問題を取り上げ、分析する。実際に国際取引の事案に接した際にも問題を分析し、解決の方策を導けるように力を得る。国際取引をめぐる問題について、受講者の興味・関心に応じて論点を選択し、その論点についての分析と議論を行う。受講者は、それぞれの興味に応じて、報告を担当する。報告においては、選択したテーマの問題の抽出、現状（立法に関する議論や裁判例など）、学説等を整理する。報告後、受講者全員で討論を行う。初回までに自分の関心のあるテーマを準備しておく。	
		国際取引法演習Ⅱ	実際に発生する問題の解決を導けるよう、あるいは問題発生自体の予防をはかれる知識及び能力を得ることを目的として、外国法制における国際取引関連規定、地域的・国際的な渉外取引関連の法制度に関して生じる問題を取り上げ、分析する。受講者は、自身の興味・関心に応じて科目開始時までに論点を選択しておき、当該論点についての分析に取り組み、授業ではその成果を報告する。報告では、問題点の抽出、現状（法制度・立法動向や裁判例など）、学説等を整理する。報告後、受講者全員で討論を行う。	
		知的財産法演習Ⅰ	自ら特許法に関係する論点について論じ、授業参加者に自らの論理の位置を明確に説明し説得することを目指す。判例及び学説を素材に特許法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にした発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
		知的財産法演習Ⅱ	自ら商標法に関係する論点について論じ、授業参加者に自らの論理の位置を明確に説明し説得することを目指す。判例及び学説を素材に商標法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にした発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
		知的財産法演習Ⅲ	自ら著作権法に関係する論点について論じ、授業参加者に自らの論理の位置を明確に説明し説得することを目指す。判例及び学説を素材に著作権法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にした発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
		知的財産法演習Ⅳ	自ら不正競争防止法に関係する論点について論じ、授業参加者に自らの論理の位置を明確に説明し説得することを目指す。判例及び学説を素材に不正競争防止法に関する論点を抽出し、論理構成を明確にした発表を行う。それに続き発表グループ以外の受講生による討議をし、最後に講師から授業全体への講評を行う。	
	政治学	公共政策論演習Ⅰ	公共政策を検討するための理論的、実践的スキルを身につけることを目的とする。受講者自身の関心に応じて現実の課題を例として取り上げ、受講者独自の切り口で課題を分析し、受講者の分析を受講者間で議論し検討する。自らが抱えて立つ価値観を明示しつつ、その価値観から考える「望ましき」と現実とのギャップ、受講者間の価値観の相違を前提とした上で、自分の判断が「正しい」と主張するスキルを獲得することを求める。	
		公共政策論演習Ⅱ	公共政策を検討するための理論的、実践的スキルを身につけることを目的とする。受講者自身の関心に応じて現実の課題を例として取り上げ、受講者独自の切り口で課題を分析し、受講者の分析を受講者間で議論し検討する。自らが抱えて立つ価値観を明示しつつ、その価値観から考える「望ましき」と現実とのギャップ、受講者間の価値観の相違を前提とした上で、自分の判断が「正しい」と主張するスキルを獲得することを求める。演習Ⅰで獲得した基礎的スキルの向上を目指す。	
		公共政策論演習Ⅲ	公共政策を検討するための理論的、実践的スキルを身につけることを目的とする。受講者自身の関心に応じて現実の課題を例として取り上げ、受講者独自の切り口で課題を分析し、受講者の分析を受講者間で議論し検討する。自らが抱えて立つ価値観を明示しつつ、その価値観から考える「望ましき」と現実とのギャップ、受講者間の価値観の相違を前提とした上で、自分の判断が「正しい」と主張するスキルを獲得することを求める。演習Ⅰ・Ⅱに比して、自らが対すべき「仮想敵」の主張の妥当性の検討に重きを置く。	
		公共政策論演習Ⅳ	公共政策を検討するための理論的、実践的スキルを身につけることを目的とする。受講者自身の関心に応じて現実の課題を例として取り上げ、受講者独自の切り口で課題を分析し、受講者の分析を受講者間で議論し検討する。自らが抱えて立つ価値観を明示しつつ、その価値観から考える「望ましき」と現実とのギャップ、受講者間の価値観の相違を前提とした上で、自分の判断が「正しい」と主張するスキルを獲得することを求める。演習Ⅲで獲得したスキルの向上を目指す。	
		政治社会学演習Ⅰ	地方自治に関する諸問題について実証的なデータを基に明らかにする。まず履修者は地方自治に関する任意のテーマを選択する。当該テーマを調査・研究する上で重要な先行研究について検討し、その概要について報告する。履修者同士での議論や担当者からのコメントを踏まえて、先行研究群を整理する。先行研究を整理した後、当該テーマについてどのような課題が残されているのかについて検討し、自らのリサーチ・クエスチョンについて考え、報告する。	
		政治社会学演習Ⅱ	地方自治に関して自らが設定したリサーチクエスチョンを、どのような研究方法を用いて解き明かすのが良いのかについて考え、報告する。履修者同士や担当者からのコメントを踏まえて研究方法を決定することと並行してリサーチ・クエスチョンの解明に必要なデータを収集し、整理する。必要に応じて履修者からデータ収集の現状について報告してもらい担当者はアドバイスを行う。分析を行いその結果をまとめる。分析の結果得られた知見やその含意について履修者同士や担当者も交えて議論を行う。	
		政治社会学演習Ⅲ	地方政治に関する諸問題について実証的なデータを基に明らかにする。まず履修者は地方政治に関する任意のテーマを選択する。当該テーマを調査・研究する上で重要な先行研究について検討し、その概要について報告する。履修者同士での議論や担当者からのコメントを踏まえて、先行研究群を整理する。先行研究を整理した後、当該テーマについてどのような課題が残されているのかについて検討し、自らのリサーチ・クエスチョンについて考え、報告する。	
		政治社会学演習Ⅳ	地方政治に関して自らが設定したリサーチクエスチョンを、どのような研究方法を用いて解き明かすのが良いのかについて考え、報告する。履修者同士や担当者からのコメントを踏まえて研究方法を決定することと並行してリサーチ・クエスチョンの解明に必要なデータを収集し、整理する。必要に応じて履修者からデータ収集の現状について報告してもらい担当者はアドバイスを行う。分析を行いその結果をまとめる。分析の結果得られた知見やその含意について履修者同士や担当者も交えて議論を行う。	
		政策過程論演習Ⅰ	政策過程論の理論考察を通じて、政策過程論に対する理解を深める。特に、異なる理論を用いた事例研究を複数読み込むことによって、各理論の長所と短所について学び、自身の研究テーマの分析枠組みに適した理論選択ができるようになることを目指す。この授業では、政策過程論に関連する文献（上川龍之進の『経済政策の政治学』と京俊介の『著作権法改正の政治学』）を読み、政策過程論における実際の研究を学ぶとともに、とくに政策過程の事例研究を学ぶことで、政策過程の理論と実際に対する理解を深める。	

理論研究 科目群 (研究 コースは4 単位以上 選択必 修)	政治学	政策過程論演習Ⅱ	政策過程論の理論考察を通じて、政策過程論に対する理解を深める。特に、異なる理論を用いた事例研究を複数読み込むことによって、各理論の長所と短所について学び、自身の研究テーマの分析枠組みに適した理論選択ができるようになることを目指す。この授業では、政策過程論に関連する文献（岡部恭宜の『通貨金融危機の歴史的起源』と北山俊哉の『福祉国家の制度発展と地方関係』）を読み、政策過程論における実際の研究を学ぶとともに、とくに政策過程の事例研究を学ぶことで、政策過程の理論と実際に対する理解を深める。	
		政策過程論演習Ⅲ	政策過程論の先行研究や受講生の研究計画に関する報告・検討を通じて、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを修得し、修士論文の完成度を高める。この授業では、政策過程論に関連する学術論文や専門書（黒澤良の『内務省の政治史』と市川喜崇の『日本の中央-地方関係』）を読み、政策過程論における実際の研究を学ぶとともに、とくに政策過程の歴史分析法などを学ぶことで、政策過程の理論と実際に対する理解を深める。	
		政策過程論演習Ⅳ	政策過程論の先行研究や受講生の研究計画に関する報告・検討を通じて、修士論文作成に必要な学問上の知識とスキルを修得し、修士論文の完成度を高める。この授業では、政策過程論に関連する学術論文や専門書（ロバート・パットナムの『哲学する民主主義』とデイヴィッド・ルイスの『大統領任命の政治学』）を読み、政策過程論における実際の研究を学ぶとともに、とくに政策過程の歴史分析法などを学ぶことで、政策過程の理論と実際に対する理解を深める。	
		計量政治学演習Ⅰ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業は、計量分析の方法による有権者の投票行動研究の代表的な書籍である綿貫謙治ほか（著）『日本人の選挙行動』を取り上げて輪読し、検討することによって、政治の計量分析の実際についての認識を深めることを目標とする。	
		計量政治学演習Ⅱ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業は、計量分析の方法による有権者の投票行動研究の代表的な書籍である三宅一郎ほか（著）『55年体制下の政治と経済』を取り上げて輪読し、検討することによって、政治の計量分析の実際についての認識を深めることを目標とする。さらに、希望があれば数量データをパソコンを用いて実際に分析する実習も取り入れる。	
		計量政治学演習Ⅲ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業は、計量分析の方法による有権者の投票行動研究の代表的な書籍である水崎節文・森裕城（著）『総選挙の得票分析1958-2005』を取り上げて輪読し、検討することによって、政治の計量分析の実際についての認識を深めることを目標とする。	
		計量政治学演習Ⅳ	計量政治学とは、数量データを多くの事例や人について集めて分析して一般的かつ客観的な知識の獲得を目指す計量分析の方法によって、政治現象を明らかにしたり、そのメカニズムを解明しようとする研究である。この授業は、計量分析の方法による有権者の投票行動研究の代表的な書籍である川人貞史（著）『選挙制度と政党システム』を取り上げて輪読し、検討することによって、政治の計量分析の実際についての認識を深めることを目標とする。さらに、希望があれば数量データをパソコンを用いて実際に分析する実習も取り入れる。	
		政治思想史演習Ⅰ	現代アメリカにおける「自由」と社会的「正義」の両立をめぐる政治哲学的議論を参照しながら、自由主義についての理解を深める。現代アメリカにおけるリベラリズムの三大潮流である、ロールズによる「公正としての正義」論、ノージック等の提唱するリバタリアニズム（自由至上主義）、サンデルやマッキンタイヤーによるコミュニタリアニズム（共同体主義）の三者の主張を比較考量しながら、共同体にとっての「共通善」へのコミットメントと、私的領域を中心とした個人の「自己決定権」及び「アイデンティティ形成」の複合的關係について考える。可能な限り、アメリカ及び日本の具体的な政治問題、社会運動、裁判例などに即して検討する。演習Ⅰでは、ロールズの正義論と、功利主義的社会理論の論争に焦点を当てる。	
		政治思想史演習Ⅱ	現代アメリカにおける「自由」と社会的「正義」の両立をめぐる政治哲学的議論を参照しながら、自由主義についての理解を深める。現代アメリカにおけるリベラリズムの三大潮流である、ロールズによる「公正としての正義」論、ノージック等の提唱するリバタリアニズム（自由至上主義）、サンデルやマッキンタイヤーによるコミュニタリアニズム（共同体主義）の三者の主張を比較考量しながら、共同体にとっての「共通善」へのコミットメントと、私的領域を中心とした個人の「自己決定権」及び「アイデンティティ形成」の複合的關係について考える。可能な限り、アメリカ及び日本の具体的な政治問題、社会運動、裁判例などに即して検討する。演習Ⅱでは、ノージックを軸にリバタリアニズムの理論的特徴を考察する。	
		政治思想史演習Ⅲ	現代アメリカにおける「自由」と社会的「正義」の両立をめぐる政治哲学的議論を参照しながら、自由主義についての理解を深める。現代アメリカにおけるリベラリズムの三大潮流である、ロールズによる「公正としての正義」論、ノージック等の提唱するリバタリアニズム（自由至上主義）、サンデルやマッキンタイヤーによるコミュニタリアニズム（共同体主義）の三者の主張を比較考量しながら、共同体にとっての「共通善」へのコミットメントと、私的領域を中心とした個人の「自己決定権」及び「アイデンティティ形成」の複合的關係について考える。可能な限り、アメリカ及び日本の具体的な政治問題、社会運動、裁判例などに即して検討する。演習Ⅲでは、ロールズの「重なり合う合意」の民主主義論的意義について考える。	
		政治思想史演習Ⅳ	現代アメリカにおける「自由」と社会的「正義」の両立をめぐる政治哲学的議論を参照しながら、自由主義についての理解を深める。現代アメリカにおけるリベラリズムの三大潮流である、ロールズによる「公正としての正義」論、ノージック等の提唱するリバタリアニズム（自由至上主義）、サンデルやマッキンタイヤーによるコミュニタリアニズム（共同体主義）の三者の主張を比較考量しながら、共同体にとっての「共通善」へのコミットメントと、私的領域を中心とした個人の「自己決定権」及び「アイデンティティ形成」の複合的關係について考える。演習Ⅳでは、サンデルの「負荷なき自己」批判の問題を中心に考える。	
		政治コミュニケーション論演習Ⅰ	政治コミュニケーション論特論Ⅰ～Ⅳで学んだ事柄とあわせ、関連する先行研究から主要な理論や分析手法を知り、この分野の理解を深める。特に政治コミュニケーションのディシプリンの横断性を考慮しながら、論文作成に向けて、受講生の学術的興味と自らの研究対象の収斂につながるように、議論を展開し、研究の方向性を検討する。	
		政治コミュニケーション論演習Ⅱ	政治コミュニケーション論演習Ⅰにつづけて、研究計画に沿って、先行研究に対する検討を深め、妥当性の高い分析手法を選択し、その実践、報告、議論を積み重ね、当該分野の理解をさらに深める。特に政治、政策、情報、人（材）、メディア、技術の相互関係に注目して、国内外の政治コミュニケーションに関するトピックを選んで実際に分析を行ってみる。	
		政治コミュニケーション論演習Ⅲ	より実践的にこの分野における研究活動を実現化する。その内容は、これまでに蓄積した内容をさらに具体的に著すこと、受講者の研究内容の独自性とその意義が評価できるように努めること、さらに別視点や高度な分析方法を模索し、思考・試行し、事例の分析や理論の理解と限界を検討することになる。それらを通じて、当該分野に関する理解を深め、受講生自らの成果につなげていく。	
		政治コミュニケーション論演習Ⅳ	政治コミュニケーション論演習Ⅲにつづけて、望ましい到達点に向けて、研究内容をまとめ、修正を繰り返す、その練度を高める。この期間で獲得された理論や知識の理解、自ら選択・実践した事例調査（分析）から導出される結果、解釈、議論、そして結論の構成を整理する。もちろん、門外漢に理解出来る丁寧さの修得も重要であるため、発表スタイルもここでは重視される。	

研究科共通科目群 (法務専攻(法科大学院)と合同開講) (高度専門職コースは2単位以上選択必修)	基礎法学・隣接科目群	法理学	法理学は「法理論」と「正義論」という相互にある程度独立している二つの分野に分けることができ、この授業では前者の法理論を中心に説明する。法理論では、価値中立的な立場から「法とは何か」という問題を取り扱う。この分野は「法の一般理論(法概念論)」と「法律学方法論」に下位区分できる。前者の法の一般理論は、「法規範とは何か」「権利・権限とは何か」といった法に関する基礎的な間に取り組む分野であり、後者の法律学方法論は、制定法などの法源から法規範を形成する方法を、すなわち法解釈の方法を検討する。法理学の第二の分野である正義論は、「正義とは何か」という問に答えることを課題とするが、この分野は法理学特有の分野ではなく、政治哲学や社会哲学の対象でもあるため、この授業では法理論との関連で付随的にのみ触れる。	
		日本法制史	現代において適用される法は、ある日突然、現行の形式で降って湧いたものではない。今ここにあるそれは、現代にいたるまでの長い時間をかけた思索と実行の蓄積の果てに、暫定的にあるものである。そして、今ここにあるそれもまた、いずれは蓄積された実行の一つになり、新しい法のための土台になる。本講義では、現代の法の直接的な土台となった明治の法典の、更に土台となった江戸以前の法や裁判を中心に紹介する。過去、多様な法規範やその基礎となる思想があったことを学習し、現行法を相対化し、客観視する視野を養う。ひいては、柔軟な思考力と多面的な発想力を身に着ける。	
		東洋法制史	今日の我々の法制度とは異なりながらも、日本人の素朴な法感情と親近性を有する前近代中国法の概略を講義し、それによって現行法制度を相対化して見ることでできる視点を涵養すると共に、日本人の法感覚のルーツを知ってもらうことを講義の目的とする。具体的には、前半部分では前近代中国における法典編纂の沿革を取り上げ、前近代中国法を代表する唐代の法体系がいかにして形成され、またそれがその後の歴史でどのように変容していくかを明らかにする。後半部分では前近代中国法の特徴的な規定や法制度を取り上げ、現代日本法との比較を通じて、前近代中国法の特徴・性格を明らかにする。	
		英米法	英米法、特にアメリカ法の概要を、英語の資料を用いて検討する。具体的には、前半部分では、アメリカにおける民事訴訟の提起から陪審の評決に至るまでの、手続きの流れを概観する。後半では、アメリカ憲法の権利章典の部分(主として、言論の自由、信教の自由、適正手続、刑事被告人の諸権利、平等保護など)をとりあげる。	
		刑事政策	刑事政策とは、犯罪発生への予防及び事後的対処をいい、学問としては、犯罪及び犯罪に対する施策について、科学・社会学・統計学等を用い、実態を実証的に把握し、批判的考察を加味し、公的機関の施策へ提言を与えるものである。本講義では、まず、犯罪の動向を概観しつつ、犯罪原因論とそれを踏まえた犯罪予防論に関して現在までの学問の到達点を確認する。続いて、犯罪対策総論として、わが国の刑事司法制度の全体像を示した上で、個々の刑罰の内容および施設内処遇・社会内処遇の実態を確認しつつ、それらをめぐる議論を紹介・検討する。またあわせて、近時大きな展開が見られた犯罪被害者への対応を取り上げる。さらに、犯罪対策各論として、とりわけ学問的に注目されている、少年犯罪・少年非行、DV、児童虐待、高齢者虐待、薬物犯罪、暴力団犯罪、交通犯罪、企業犯罪、精神障害者の犯罪、高齢者の犯罪、再犯者・常習犯罪者の犯罪、来日外国人の犯罪、犯罪の国際化とそれらへの対策・対応などを取り上げる。最後に、これまで学んだことを前提に、近年の刑事司法改革および現在の刑事司法改革論議を刑事政策の観点から横断的に分析する。 15回中1回、矯正施設を訪問し、刑事収容施設等法の運用・施行状況を確認する。	
		政治学	政治の実態を把握し解釈するための政治学の概念や理論を用いて、主に日本や諸外国の国家レベルの政治について、統計資料など関連する資料を随時用いて講義する。国家レベルの政治の主要なアクター(政治家や政党など政治に関わる人物や組織)やアリーナ(議会など政治が行われる舞台)に関する資料を読み解いて政治の現実について理解を深め、政治学の基礎的な概念や理論を用いて説明できるようになることがこの授業の目的である。	
		選挙管理法制	選挙法や選挙実務などについて履修者が学び、近年の選挙管理が抱えている課題について理解を深める。市区町村職員は選挙実務に必ず携わると言われており、地方自治体への就職を目指す学生にとっては有益な講義となる。また、地方の弁護士が少ない者が地方自治体の選挙管理委員会委員に就任している現実を考えると、司法試験を目指すものにとっても講義は有益なものになると思われる。	
		危機管理・復興法制	日本の災害法制、災害対応と中央地方関係、市町村合併と危機管理の関係等を概説したうえで、中越地震や東日本大震災からの復旧・復興における諸問題について検討する。民主制と復興の関係、克雪対策なども取り扱う。	
		政策法務	近年、条例が政策手段として用いられる傾向を履修者が理解することを目的とする。条例のもつ統治手段としての側面を理解し、実際の現場でどのような条例が制定されているのか、理解する。金沢市の景観条例が国の景観法制定につながった背景にもふれることで、地方の条例が国を動かすことを理解する。また訴訟社会化と地方政治の関係についても議論する。	
	展開・先端科目群	租税法Ⅰ	租税法という分野は憲法はもとより、民商法や会社法などといった基本的な法分野と密接に関連しており、また、我々の普段の生活にも深く関わる重要な分野といえる。租税の対象範囲は人間の行う経済的行為の大半に及ぶため、租税法を熟知しているだけでは実務に生かすことができず、また、他の法律や会計的な要素も絡むため、独特の難しさがある。そのことが「総合法学」「応用法学」と呼ばれる所以となっている。本講義ではこの難しさ、幅広さを効率的に理解するため、基礎理論の解説を中心に判例や裁判事例の紹介を交えて進める。「一読理解、二読難解、三読不可解」と揶揄される税法を得意とする法曹はきわめて少ないのが現状であり、この先の国家財政と国民の権利のバランスを考えるとますます重要性を増してくると思われる分野である租税法について実務と理論の両面からその基本的な知識と思考方法を所得税法を中心に理解を図るということが本講義の主題となる。	
		租税法Ⅱ	本講義は、税理士や租税弁護士等、租税法を専門とする高度専門職を目指す者を対象として開講される。「租税法Ⅰ」で学んだ租税法の基礎理論を踏まえ、所得税法、法人税法、消費税法、相続税法等の租税法各論について、基礎的な知識を修得し、判例研究や事例研究を行うことで各租税実体法の解釈・適用について学ぶ。本講義では、所得税法、法人税法および消費税法など、実務上、必須と考えられる税目を中心に扱う。そのほか、中小企業等の支援の現場においても有用と考えられる相続税法についても扱う。なお、相続税法については、近年の民法改正を踏まえた議論を行うため、事前または同時に法学類の「家族法」を聴講するなど、相続法について学習することが望ましい。	
		国際法	受講者が国際法の基本問題を理解していることを前提に、とりわけ、わが国の裁判において、近年、国際法が援用される事例が増大しつつあることに留意し、法律実務にも関連すると思われる学説・判例の検討を中心として行う。受講者は、国際法の基本構造および基本概念を理解した上で、とくに、わが国の国内裁判において援用される国際法の諸問題を中心に、それらに関する学説・判例を学習し、具体的事件に適用できる能力を持つことが到達目標である。そのために、講義は講義と対話形式を混合して行われ、受講生は判例の争点などを整理して報告する。	
		消費者法	(概要) 消費者被害をめぐる様々な紛争について、裁判例を中心に被害の実態を受講者に理解させるとともに、そうした被害を防止・救済するための現行の法的制度の概略、すなわち、民法・商法の一般法以外のみならず、消費者契約法、特定商取引法、製造物責任法、割賦販売法、利息制限法、貸金業法、金融商品販売法、金融商品取引法といった特別法における法規制の枠組みを説明する。そして、こうした法規制の下で、なお消費者保護にとって問題となる点や、法的解決の方向性を明らかにする。 (オムニバス方式／全16回) (21 村上 裕／13回) 主として消費者法の制度的枠組みや関連判例など理論面を中心に講義を行う。 (54 青島 明生／2回) 弁護士としての経験を活かし、実務的な観点から講義を行う。 (78 谷口 央／1回) 弁護士としての経験を活かし、実務的な観点から講義を行う。	オムニバス方式

研究科共通科目群 (法専攻(法科大学院)と合同開講) (高度専門職コースは2単位以上選択必修)	展開・先端科目群	医事法	本講義では、医療の分野に関連する法及び法的問題について、医療現場、医師法の概観や医療従事者の倫理を学ぶ。その後、医療従事者の義務や責任などの問題に対処する行政手続を理解する。また、医療訴訟を素材として、民法、憲法等の基礎的部分の応用と、訴訟実務とが交錯した事件に関して、いかなる法的解決がプロセスとして導かれるのかを修得する。また、生命倫理の主要な問題について、自己決定の主体としての患者の立場や利益を理解し、さらに医療スタッフや家族等患者を取り巻く人々の利害関係も踏まえたうえで、具体的な場合に法はどう対応すべきかを考え、説明できるようになる。 (オムニバス方式／全15回) (35 佐藤 美樹／1回) 大学病院見学 (59 越後 純子／12回) 医療をめぐる法律関係の概要／具体的な局面における医師の義務と責任 (1) 医療と過失／具体的な局面における医師の義務と責任 (2) 過失と因果関係／医療と生命の終焉／行政法と医療／医療契約について／医療事故と損害の回復／医療関連訴訟／医療と情報 (1) ／医療と情報 (2) ／医療における法の射程 (70 北島 正悟／2回) 法律実務家が知っておくべき介護保険とその関連制度／介護保険やその関連サービスをめぐる法律問題	オムニバス方式
		紛争とその法的解決 I	(概要) 法的にも社会的にも重要な意義を有する裁判事例について、実際に担当した弁護士の実体験を通して学ぶ。主として、北陸3県(富山、石川、福井)で発生した事例を取り上げる。テーマは、[1]公害・環境問題に関する事件、[2]国家賠償請求事件、[3]医療過誤訴訟、[4]詐欺商法・消費者被害事件、[5]セクシャル・ハラスメント、DV事件、[6]労働事件、[7]刑事事件、[8]行政訴訟事件等を予定している。各事例の個別的な事実問題、法律問題についての理解のみならず、司法裁判所の役割と法曹の使命についての認識を深める機会を提供する。 (オムニバス方式／全16回) (54 青島 明生／1回) 行政訴訟事件(その2) 高額接待(違法公金支出)事件、談合事件の住民訴訟等について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。 (56 飯森 和彦／1回) 労働事件 全国トンネルじん肺訴訟事件、各種「過労死」事件等について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。 (57 岩瀬 正明／1回) 公害・環境問題に関する事件(その2) 志賀(能登)原発(建設)運転差止請求訴訟等の原発訴訟について、原告ら代理人として事件を担当する弁護士が担当する。 (62 奥村 回／1回) 行政訴訟事件(その3) 珠洲市長選挙無効請求訴訟、高生活保護訴訟等について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。 (68 川本 樹／1回) 公害・環境問題に関する事件(その1) 小松基地騒音公害訴訟について原告代理人として事件を担当する弁護士が担当し、事実問題、法律問題、集団訴訟上の実務的問題につき理解を深め、同種事件判例についても比較検討し、かつ、司法裁判所の役割と法曹の使命についての認識を深める。 (73 島田 広／1回) 戦後補償訴訟 第2次世界大戦中の植民地支配下で日本に強制連行されて強制労働をさせられた被害者が国及び加害企業に対して謝罪と損害賠償を求める訴訟について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。 (76 高見 健次郎／1回) 刑事事件(その3) 裁判員裁判事件について弁護士として事件を担当した弁護士が担当する。 (77 田中 和樹／1回) 医療過誤訴訟 金沢医療問題研究会に所属する弁護士が、自ら患者側代理人として取り扱った医療過誤事件等について、原告代理人として事件を担当した弁護士が担当する。 (78 谷口 央／2回) 国家賠償請求事件 幼少期に受けた集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染した被害者が、国に賠償を求めたB型肝炎訴訟について、原告ら代理人として事件を担当する弁護士が担当する。 期末試験 (80 鳥毛 美範／1回) 刑事事件(その1) 山中事件《共犯者の供述の信用性について疑問とし、被告人有罪とした原判決が破棄された事案》等について、弁護士として事件を担当した弁護士が担当する。 (83 西山 貞義／1回) 公害・環境問題に関する事件(その3) イタイイタイ病訴訟弁護団に所属する弁護士が担当する。 (84 橋本 明夫／1回) 行政訴訟事件(その1) 宮岸年金訴訟事件(老齢と障害の年金の併給調整の憲法適合性、行政当局の過誤により生じた過払金の返還請求の信義則違反が問題となった事例)等について、原告代理人として事件を担当した弁護士が担当する。 (85 林 桜子／1回) セクシャル・ハラスメント事件、DV事件 いわゆるセクシャル・ハラスメント事件やDV事件について、被害者(原告)の代理人として事件を担当した弁護士が担当する。 (87 前川 直善／1回) 詐欺商法・消費者被害事件 霊感商法事件、コソ山岡事件《ダイヤモンドを主として若者を対象に5年後買い戻し特約付でクレジット契約を利用して販売する集団詐欺商法事件》等の消費者被害事件について、原告ら代理人として事件を担当した弁護士が担当する。 (90 吉川 健司／1回) 刑事事件(その2) 福井女子中学生殺人事件等、無罪主張事件について弁護士として事件を担当した弁護士が担当する。	オムニバス方式

研究科共通科目群 (法務専攻(法科大学院)と合同開講) (高度専門職コースは2単位以上選択必修)	展開・先端科目群	紛争とその法的解決Ⅱ	(概要) 社会正義の実現を使命とする法曹にとって、社会的弱者の権利擁護について理解を深めることは不可欠である。こうした課題について学ぶことによって、法曹の使命と社会的責任の自覚を培うとともに、法曹になろうとするモチベーションも高めることができる。本科目は、子ども、女性、高齢者、障がい者、外国人、犯罪被害者など社会的弱者の権利擁護に必要な知識と技能の修得を目的とする。あわせて、現代社会において個人の人權との緊張関係が問題とされているマスコミ、企業と個人の人權の調整のあり方を考え、個人の尊厳が守られる真の共生社会を作る上での課題について検討する。社会的弱者の保護のための法制度の知識を受講者に与えるだけでなく、実際にそれぞれの分野で活躍する弁護士や実務担当者が講師となって自ら担当した事件を素材にしなが、具体的問題解決のための方策、すなわち相談、行政機関との交渉・連携、訴訟活動、N G O活動への関与のあり方などについて受講者に主体的に考えさせ、討論させる。 (オムニバス方式／全16回) (55 栗田 真人／1回) 高齢者の人權 福祉の両輪と言われる介護保険制度及び成年後見制度、高齢者虐待防止法を概観し、社会的弱者である高齢者に対する福祉と法的保護のあり方、これらに対する法律実務家の関わりを学ぶ。 (58 内田 清隆／1回) 更生と人權 人権救済申立事例を素材として、在監者の人権侵害の実態と、弁護士・弁護士会における人権擁護活動の実例を紹介し、閉ざされた塙の中での人権保障の問題点について学ぶ。また、2002年に発生した名古屋刑務所における人権侵害事件を契機として成立した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」を概観し、旧監獄法との比較において改正された点・改正されなかった点を分析する。講師自身の経験による弁護士としての心構え、人権保障活動にあたっての注意点についても触れる。 (60 太田 健義／1回) 人權と報道 フォーカス法廷写真報道・イラスト報道をはじめとした報道と人權をめぐる具体的事件活動、日本の裁判例の動向、BRC・紙面審議会・報道評議会・人権擁護法案等の最近の報道をめぐる動きについて学ぶ。 (63 尾島 照子／1回) ジェンダーと人權 (その3) ドメスティック・バイオレンス問題に取り組む自治体職員を講師としてドメスティックバイオレンス (DV) について学ぶ。相談や保護を求めてくるDV被害女性の置かれている現状と、DV支援組織の活動状況などを直に聞くことでDVを学び、法曹関係者が求められているものを検討する。 (64 海道 宏美／1回) 企業社会と人權 過労自殺の具体的事例を題材に、①過労死・過労自殺の実態②労災認定の基準と仕組み③行政の責任④企業の責任等を、遺族(被災者の妻)や担当弁護士からの報告をもとに学ぶ。また、過労死・過労自殺はどうしてなくならないのか、どのようにすればなくなるのか、等を一緒に考える。 (66 川上 賢正／1回) 犯罪被害者の人權 改正刑事訴訟法、検察審査会法、少年法や、犯罪被害者給付金制度、犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等基本計画等の諸制度を概観し、犯罪被害者のおかれている現状、警察、マスコミ、近隣住民、法曹による2次被害、刑事訴訟における被害者の立場と問題点、犯罪被害者支援の流れについて学ぶ。 (69 北尾 美帆／1回) ジェンダーと人權 (その1) 結婚退職制、女子若年定年制、男女賃金・昇格差別事件などの諸判例を素材に、法的問題点を検討させ、男女雇用機会均等法施行以降特に増えているコース別雇用制度により事実上男女の待遇の格差が維持されている現状等について考える。 (73 島田 広／2回) 障がい者の人權 (その3) 障がい者が巻き込まれることの少ない刑事事件や障がい者虐待の事件の具体的事例を素材に、障がい者の人權を擁護する法曹としての活動のあり方について、司法と福祉の連携の視点も踏まえつつ、検討する。 (74 新谷 愛子／1回) 子どもの人權 (その3) 少年法の理念と近年の法改正を学び、非行・犯罪を犯した少年への法曹としての関与のあり方(審判や裁判における、付添人、弁護人、検察官、審判官、裁判官として)考える。 (75 瀬町 陸一／1回) 障がい者の人權 (その2) 障がい者が働く場であるセルフ(社会就労センター)を見学し、実際の障がい者の労働・生活状況に触れて、障がい者の人權の実情について学ぶ。 (77 田中 和樹／2回) 子どもの人權 (その2) 子どもの虐待事例で、弁護士が児童相談所やその他機関と協力しつつ、どのように法的援助を行っていくことができるかについて検討する。 外国人の人權 わが国には、膨大な数の外国人が入国して滞在している。その法的仕組みを理解するとともに、在留期間更新、退去強制、難民認定などについての入管法と入管行政が世界の趨勢に比して硬直的であり、数多くの人權侵害が起きている事例を紹介する。また、弁護士の事例報告を基に人權侵害事案への取り組み方等を検討する。 (82 西村 依子／1回) ジェンダーと人權 (その2) セクシャルハラスメント訴訟等の具体的事例を題材に、当該事例における法的な問題や、司法におけるジェンダーバイアス、その打破にどう取り組むかなど弁護士活動のあり方などについて、検討し議論する。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のごく基本的な枠組みについて説明する。 (86 藤岡 毅／1回) 障がい者の人權 (その1) 現代日本で障がい者がおかれている状況を知り、障害者基本法、障害者自立支援法等について学ぶ。インクルージョンの考え方の普及、障害者権利条約や日本の関連法制度の問題点を検討する。障害者の生存権や幸福追求権等の基本的人權が問題となった事件の具体的事例を素材に、法的問題点及び障がい者の人權を擁護する法曹としての訴訟活動の在り方について検討する。 (88 松田 光代／1回) 子どもの人權 (その1) 子どもの権利条約の成立の背景と基本理念、具体的規程の内容、実現状況について学ぶ。また、児童福祉法や児童虐待防止法の理念やこれらの放棄の運用状況や問題点も、弁護士の事例報告を交えつつ検討する。	オムニバス方式
		民事保全・執行法	私権の実現は民事訴訟の目的のひとつであるが、民事訴訟法が規律する判決手続のみで権利の実現が常に図れるわけではない。判決等を任意に履行しない者に対しては、それを強制的に実現する手続(強制執行)を踏む必要があるし、また、将来行う強制執行が不能ないし困難になるおそれがある場合には、その強制執行を保全するために、債務者の財産に対して仮差押えや仮処分をしておく必要がある。本講義は、これらの場合に対処する制度である、民事執行手続及び民事保全手続について、その基本原則、手続構造の正確な理解を獲得することを目的とする。	

研究科共通科目群 (法務専攻(法科大学院)と合同開講(高度専門職コースは2単位以上選択必修))	展開・先端科目群	倒産法Ⅰ	破産法、民事再生法の基本的な制度を理解していることを前提として、複雑な事例を前提とした講義を行う。具体的な事例を前にしてどのような問題点があるのかを発見する能力と、その問題点を理論的に解決する能力を養成することを目的とする。事前に相当多数の質問を記載した質問レジュメを掲示するので、各自予習をして講義に臨みたい(質問に対して順に回答を考えることで、基本事項から応用・発展的事項について考察できるように作成している。)。なお、特に担当者を決めることはしないので、各自が予習を行ってきたことを前提に、すべての学生に発言を求める。講義では、質問に対して回答する際には、適宜、誘導する質問を繰り返すが、一旦は自分の頭で考えてくることが最低限必要である。このように倒産法Ⅰは全ての学生に回答を求める一種のゼミ形式で行うものであるから、倒産法Ⅱの受講後、又は、相当程度の自習を行っただけで受講することが必要である。	
		倒産法Ⅱ	破産法、民事再生法の基本的な制度の正確な理解を目的とする。倒産法は制度の内容と当該制度の必要性・許容性(制度趣旨の理解)が重要である。破産法と民事再生法の共通する制度、異なる制度につき、その根拠から正確に理解できるように授業を行う。平時民事法である民法等の一般法の理解は当然のごとく重要ではあるが、民法の規律については契約書によって変更可能なところも多い(私的自治の原則)。そのため、危機時民事法である破産法、民事再生法の内容を理解したうえで、契約書を作成するなどの能力も必要である。さらに、物的担保(抵当権等)、人的担保(連帯保証等)についても、倒産状態になった場合にどのような効力を有するのかといった知識がなければ本当に理解したことにはならないものと考えられる。また、近時は、裁判所が関与しない手続で企業の再建を目指すことも多いが、このような手続を進めるうえでも、破産法や民事再生法の理解は必須である。倒産法を理解して始めて、民事法全体の理解が完成するとの認識で積極的に受講されたい。	
		社会保障法	現代社会では社会保障制度は国民生活のあらゆる側面と深く結びついている。このため、老親や子の扶養に関する法的紛争や離婚時の年金分割、損害賠償と社会保障給付との調整などとの問題にみられるように、適切な紛争解決を図るにあたって、社会保障法の正確な理解と応用は不可欠なものとなっている。この講義では、代表的な社会保障法判例を題材にとりあげながら、社会保障の法律関係について講義を行い、法律実務家に必要な社会保障法の知識を提供する。	
		労働法Ⅰ	労使関係法は、主として使用者と労働者の団体である労働組合との法的関係を規律する法領域である。憲法28条は労働基本権を保障しており、団結権、団体交渉権そして争議権には刑事及び民事免責が認められている。労働組合の行うこうした集団的行為に対しては、個人の行為とは異なるものとなる法的考察が求められる。講義では、労使紛争などにおいて生じる事例を素材にして、この点の修得をめざす。	
		労働法Ⅱ	労使関係において発生する法律問題について、関係法令、就業規則等によって適切に解決することができるよう、裁判例等の基準の理解と、注目すべき事実関係について適格な利益衡量ができることを目的として授業を行う。労働問題は、法曹実務家において相当多く相談を受ける分野であるから、ある程度網羅的な知識を修得しておくことが望ましいと考える。労働問題を解決する場合には、労働者を保護するという視点が原則としては重要であるが、法曹実務家となった場合には、使用者側からの相談を受けるという場合も多い。従って、まずは労働基準法や労働契約法の規定の内容とその趣旨について性格に理解することを目指し、さらに、事例を検討するに際しは、労働者側、使用者側のどちらかに偏った思考をするのではなく、事実の評価を客観的にできる能力も養成したい。	
		経済法	公正且つ自由な競争を維持・促進することによって国民経済の民主的で健全な発達の確保を目的とする独占禁止法において、どのような場合に違反となり、それについてはどのようなエンフォースメント(罰則)があるのかの仕組みを明確にする。経済法は、具体的な事例におけるもっとも適切な解決法の導出が求められる科目である。したがって、各講義で扱う判断事例については、事前に予習指示で案内し、講義においても可能な限り、1つ以上の架空事例を扱うようにする。	
		国際私法	渉外要素を有する私的紛争の解決にかかる、国際裁判管轄、準拠法、外国判決の承認・執行、強行法規の適用、国家管轄権の範囲といった論点をそれぞれ分析・検討し、渉外的私的法的関係をめぐる法的問題の処理について講義する。複数の法秩序が存在する現代社会において、渉外要素を有する私人間の法律関係の規律方法及び紛争解決の方法について、必要な基本論点を理解し、国際裁判管轄及び準拠法決定といった国際私法の基本構造を把握する。その上で、個別具体的な事案に際して、その解決を論理的に導き出すことができるようになる。	
		国際取引法	国際商取引の形態と内容は多岐にわたるが、国境を越えて行われる物品売買、運送、外国為替、技術移転、合弁事業、サービス取引及びプラント輸出などがその典型例として挙げられる。この科目では、以下の学習作業を踏まえながら、関連法務を円滑に遂行するために必要な基本スキルの修得を目的として授業が展開される。即ち、国際的な物品売買、運送、代金決済、技術ライセンス及び合弁事業を題材として、これらの国際商取引を規律する法源ないし法体系の基礎を把握したうえで、各取引類型における商慣習や契約条項例(起草方法を含む)を具体的に整理して修得する。そしてこの科目では、実務体系の総合的な理解をめざすため、次の各点に留意しながら授業が行われる。即ち、第一に、国際私法のアプローチないし問題意識を必要に応じて取り入れること。第二に、国際商取引の実態を適確に把握するため、企業の海外進出過程という視座を導入すること。第三に、紛争の予防と解決のための最適な手段を如何にして見出すかという問題意識を重視すること、である。	
		知的財産法	(概要) 知的財産法判例のうち特許及び著作権に関するものを学習する。両法に関する基本事項を学習する。学生は、特許法及び著作権法の基本的知識を修得する。関係条文の相互関係、判例における解釈を通じて、特許法及び著作権法に関する具体的な争点の解決法を自ら提示する能力を身に付け、併せて、警告文や契約書などを起草できる素養を身につける。 (オムニバス方式/全15回) (88 松田 光代/6回) 著作権法(1) 著作物とはなにか/著作権法(2) 著作権の主体/著作権法(3) 著作物の内容/著作権法(4) 著作権の制限/著作権法(5) 契約・保護期間・著作人格権/著作権法(6) 著作権侵害訴訟の攻撃防御 (89 水野 友文/7回) 特許法(2) 特許要件[特許を受けられる発明とは]/特許法(3) 権利者主体[特許は誰のものか]/特許法(4) 特許権[効力・存続期間・消滅事由]/特許法(5) 特許権侵害[均等論・間接侵害・抗弁]/特許法(6) 特許権の利用[他者による特許発明の実施]/特許法(7) 特許取得手続[特許権を取得するための手続]/特許法(8) 審判・審決取消訴訟[審査に不服があるとき] (88 松田 光代・89 水野 友文/2回)(共同) 特許法(1) 特許法の保護対象[法上の発明とは]/特許法(9) 特許侵害訴訟の攻撃防御	オムニバス方式・共同(一部)
		法医学	法医学は、医と法の無数の接点における問題の科学的解決を目指す実践的応用医学であり、自然科学としての医学的方法論に立脚し、法医学的な考え方にその独自性を有している。授業では、現実の社会生活上の問題や刑事及び民事事件について、その合理的な解決のため法医学がどのような役割を果たしているかを紹介し、法学との関連性について入門的に講義する。	
		交渉学	数回の概論と実習を組み合わせることで、ネゴシエーションの理論について学び、それを実際に、あるシナリオに基づいて実践できるように工夫する。概論では、裁判外紛争処理(ADR)の概要、プレゼンテーションとネゴシエーションとディベートの違い、調停と仲裁の概要について学ぶ。シミュレーションでは、シナリオに基づいてネゴシエーションや調停を実験してもらい、その後、結果を全員で振り返り、どこを改善すれば良いかについて話し合う。シミュレーションのいくつかは、グループ・ネゴシエーションを含む。	
		ビジネス法務	企業が直面する紛争を切り口に、現実の裁判例を素材として、当該紛争の原因の分析、裁判による解決を見た上で、裁判による解決にとらわれない妥当な解決は何であったのか、当該紛争を予防する方法は何であったのかを、重点的に検討する。	

研究科共通科目群 (法務専攻(法科大学院)と合同開講) (高度専門職コースは2単位以上選択必修)	展開・先端科目群	法律外国語研修	春季休業期間の3週間を利用し、本学の重点交流校であるイギリスのエジンバラ大学で法学分野に必要な英語を学ぶ。イングランド及びスコットランドの裁判制度や法制度の基礎を英語で学び、現地でのアンケート調査を踏まえたプレゼンを行うことなどを通して、将来、グローバル社会で活躍できる法曹・法学研究者・企業渉外法務担当者にとって必要不可欠な視野・知識・能力等を身につける。金沢大学での事前研修では、日本の法や政治にかかわるテーマについて英語でプレゼンテーションを行うとともに、イギリスの法制度の概要やエジンバラ市及びエジンバラ大学の概要等についても学ぶ。	
		インターンシップ	学習してきた法律が地方公共団体や企業などの組織・業務の中でどのように機能しているかを理解するとともに、組織内職員の職務を体験するために、組織内で就業体験を実施する。地方議会や地方自治体・企業などでの業務や規程・条例案の策定作業を通じて、法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開先端科目で学習した内容に関する知見を深めるとともに、地方自治体職員及び地方議会議員の職務、また組織内弁護士職務を理解することで、将来の就職における選択肢を広げる。	
		法教育実習	米国における法関連教育(LRE)の理論面と実践面における法律家の関与のあり方の学習を通じて、民主的社会の形成者を育むという法律家の社会的役割を理解するとともに、初等中等教育課程において法律家を目指さない児童生徒に実定法の背後にある法的な原理・原則をわかりやすく伝えるための授業づくりと授業実践活動を通じて履修者自身の実定法解釈能力と表現能力の向上を図る。	
研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)		論文指導(法学)Ⅰ	(概要) 標準修了年限(優れた業績を上げた者及び短期に学業選抜で入学した者は1年間、他は2年間)内で修士論文またはリサーチペーパーを完成させるためには、入学当初より計画的・段階的に論文執筆を進めなければならない。学生はこの授業において、主任指導教員の指導の下、それぞれの分野の課題や研究状況について把握しつつ、修士論文において取り組む課題の選定を進める。 (1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。 (3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。 (4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。 (7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。 (9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。 (10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。 (11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実際の解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。 (12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。 (13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な(行政法的な)論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。 (15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野(特に不法行為)について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。 (16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。 (17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法(特に租税法)上の課題の研究指導を行う。 (18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。 (19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。 (20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別難度からの検討を試みる研究指導を行う。 (21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。 (25 脇田 将典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。	

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	論文指導（法学）Ⅱ	(概要) 標準修了年限内で修士論文またはリサーチペーパーを完成させるためには、入学当初より計画的・段階的に論文執筆を進めなければならない。この授業では、ひきつづき主任指導教員の指導の下、それぞれの分野の課題や判例、学説の状況等について調査、検討しつつ、修士論文またはリサーチペーパーで取り組む課題を決める。 (1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。 (3 稲角 光恵) 国際法に関係する課題の研究指導を行う。 (4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。 (7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。 (9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。 (10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。 (11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。 (12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。 (13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な（行政法的な）論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。 (15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野（特に不法行為）について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。 (16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。 (17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法（特に租税法）上の課題の研究指導を行う。 (18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。 (19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。 (20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みる研究指導を行う。 (21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。 (25 脇田 将典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。	
---	------------------	---	--

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	論文指導（法学）Ⅲ	(概要) 論文指導Ⅰ、Ⅱの授業を通して選定した課題についての分析を進めるとともに、指導教員の助言も受けつつ、その課題に対する自らのおおよその仮説や主張を立ててみる。さらに、その仮説や主張を論証するためにはどのような研究が必要であるか、また、その課題についてどこまで明らかにしようとするのかを検討する。 (1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。 (3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。 (4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。 (7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。 (9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。 (10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。 (11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。 (12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。 (13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な（行政法的な）論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。 (15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野（特に不法行為）について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。 (16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。 (17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法（特に租税法）上の課題の研究指導を行う。 (18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。 (19 洪 淳康) ビッグデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。 (20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みる研究指導を行う。 (21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。 (25 脇田 将典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。	
---	------------------	---	--

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	論文指導（法学）Ⅳ	(概要) 論文指導Ⅲまでの授業で行った仮説または主張の設定と研究方法の選定を踏まえ、指導教員の助言を受けつつ、修士論文またはリサーチペーパーのアウトラインを作る。また、修士論文の一部について研究を進め執筆を始める。その概要を研究会で報告するために一定程度の分量の文章としてまとめることが望ましい。 (1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。 (3 稲角 光恵) 国際法に関係する課題の研究指導を行う。 (4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。 (7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。 (9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。 (10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。 (11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。 (12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。 (13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な（行政法的な）論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。 (15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野（特に不法行為）について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。 (16 早津 裕貴) 労働法上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。 (17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法（特に租税法）上の課題の研究指導を行う。 (18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。 (19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。 (20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みる研究指導を行う。 (21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。 (25 脇田 将典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。	
---	------------------	---	--

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	論文指導（法学）Ⅴ	(概要) ある程度まで研究が進むと、より深く研究をすべき部分や、逆に研究を進めても短期的には成果が見込めない部分が見えてくる。この授業では、論文指導Ⅳまでの学習を踏まえ、もう一度自らの仮説や主張、論証方法等を見直し、アウトラインを改善しつつ論文執筆を進める。 (1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。 (3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。 (4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。 (7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。 (9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。 (10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。 (11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。 (12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。 (13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な（行政法的な）論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。 (15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野（特に不法行為）について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。 (16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。 (17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法（特に租税法）上の課題の研究指導を行う。 (18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。 (19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。 (20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みる研究指導を行う。 (21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。 (25 脇田 特典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。	
---	------------------	--	--

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	論文指導（法学）Ⅵ	(概要) 論文指導Ⅴまでの学習を踏まえ、また指導教員の助言も反映しつつ、論文執筆を進める。2回目の研究発表に備えるとともに、修士論文の最初の草稿を完成させる。なお、プロジェクト研究履修者は、論文指導Ⅵの段階で修士論文を完成させ、修士論文最終報告会の準備をする。 (1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。 (3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。 (4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。 (7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。 (9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。 (10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。 (11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実証的解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。 (12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。 (13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な（行政法的な）論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。 (15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野（特に不法行為）について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。 (16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。 (17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法（特に租税法）上の課題の研究指導を行う。 (18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。 (19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。 (20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みる研究指導を行う。 (21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。 (25 脇田 特典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。	
---	------------------	---	--

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	論文指導（法学）Ⅶ	(概要) 論文指導Ⅵまでの学習を踏まえ、また指導教員の助言も反映しつつ、論文執筆を進める。修士論文の第一稿を完成させる。 (1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。 (3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。 (4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。 (7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。 (9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。 (10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。 (11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実際の解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。 (12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。 (13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な（行政法的な）論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。 (15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野（特に不法行為）について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。 (16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。 (17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法（特に租税法）上の課題の研究指導を行う。 (18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。 (19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。 (20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別確度からの検討を試みる研究指導を行う。 (21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。 (25 脇田 将典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。	
---	------------------	---	--

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	論文指導（法学）Ⅷ	(概要) 指導教員の助言に従って修士論文を修正する。出典の表示方法等が正しいかを再確認し、完成稿を提出する。同時に、修士論文最終報告会の準備もする。 (1 足立 英彦) 法理学の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明を研究課題とし、社会保障の各領域における権利利益の検討に関する研究指導を行う。 (3 稲角 光恵) 国際法に関する課題の研究指導を行う。 (4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関する従来の見解を整理したうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。 (6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野を研究課題とし、研究指導を行う。 (7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係る研究指導を行う。 (9 中村 正人) 清代刑事判例分析の手法を用いて、清代刑法の運用実態の解明に関する研究指導を行う。 (10 東川 浩二) 英語で書かれた資料を用いて、アメリカ法の諸問題についての研究指導を行う。 (11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠を研究課題とし、そのための原理的・実際の解明を多面的視野から行えるよう研究指導する。 (12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策に対する論点を取り上げ、刑事訴訟法・刑事政策の課題の研究指導を行う。 (13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な（行政法的な）論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についての研究指導を行う。 (15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野（特に不法行為）について、比較法的手法を用いて研究指導を行う。 (16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けた研究指導を行う。 (17 平川 英子) 比較法研究の手法を用いて、税財政法（特に租税法）上の課題の研究指導を行う。 (18 福本 知行) 我が国の民事訴訟法の母法であるドイツ民事訴訟法との比較法研究の手法を用いて、判決手続全般に関わる研究課題の研究指導を行う。 (19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れた課題の研究指導を行う。 (20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別難度からの検討を試みる研究指導を行う。 (21 村上 裕) 会社分割における債権者保護法上の諸問題を研究課題とし、会社法上の諸問題に関する研究指導を行う。 (25 脇田 将典) 日本法と外国法を比較することで、会社法に関する研究指導を行う。	
	論文指導（政治学）Ⅰ	(概要) 標準修了年限（優れた業績を上げた者及び短期在学型選抜で入学した者は1年間、他は2年間）内で修士論文またはリサーチペーパーを完成させるためには、入学当初より計画的・段階的に論文執筆を進めなければならない。学生はこの授業において、主任指導教員の指導の下、それぞれの分野の課題や研究状況について把握しつつ、修士論文において取り組む課題の選定を進める。 (5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。 (8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。 (14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。 (22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。 (23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。 (24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。	

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅴの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅴ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	論文指導（政治学）Ⅱ	(概要) 標準修了年限内で修士論文またはリサーチペーパーを完成させるためには、入学当初より計画的・段階的に論文執筆を進めなければならない。この授業では、ひきつづき主任指導教員の指導の下、それぞれの分野の課題や先行研究等について調査、検討しつつ、修士論文またはリサーチペーパーで取り組む課題を決める。 (5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。 (8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。 (14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。 (22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。 (23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。 (24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。	
	論文指導（政治学）Ⅲ	(概要) 論文指導Ⅰ、Ⅱの授業を通して選定した課題についての分析を進めるとともに、指導教員の助言も受けつつ、その課題に対する自らのおおよその仮説や主張を立ててみる。さらに、その仮説や主張を論証するためにはどのような研究や調査が必要であるか、また、その課題についてどこまで明らかにしようとするのかを検討する。 (5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。 (8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。 (14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。 (22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。 (23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。 (24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。	
	論文指導（政治学）Ⅳ	(概要) 論文指導Ⅲまでの授業で行った仮説または主張の設定と研究・調査方法の選定を踏まえ、指導教員の助言を受けつつ、修士論文またはリサーチペーパーのアウトラインを作る。また、修士論文の一部について研究を進め執筆を始める。その概要を研究会で報告するために一定程度の分量の文章としてまとめることが望ましい。 (5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。 (8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。 (14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。 (22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。 (23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。 (24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。	
	論文指導（政治学）Ⅴ	(概要) ある程度まで研究が進むと、より深く研究をすべき部分や、逆に研究を進めても短期的には成果が見込めない部分が出てくる。この授業では、論文指導Ⅳまでの学習を踏まえ、もう一度自らの仮説や主張、論証方法等を見直し、アウトラインを改善しつつ論文執筆を進める。 (5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。 (8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。 (14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。 (22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。 (23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。 (24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。	

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅷの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	論文指導（政治学）Ⅵ	(概要) 論文指導Ⅴまでの学習を踏まえ、また指導教員の助言も反映しつつ、論文執筆を進める。2回目の研究発表に備えるとともに、修士論文の最初の草稿を完成させる。なお、プロジェクト研究履修者は、論文指導Ⅵの段階で修士論文を完成させ、修士論文最終報告会の準備をする。 (5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。 (8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。 (14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。 (22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。 (23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。 (24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。	
	論文指導（政治学）Ⅶ	(概要) 論文指導Ⅵまでの学習を踏まえ、また指導教員の助言も反映しつつ、論文執筆を進める。修士論文の第一稿を完成させる。 (5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。 (8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。 (14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。 (22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。 (23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。 (24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。	
	論文指導（政治学）Ⅷ	(概要) 指導教員の助言に従って修士論文を修正する。出典の表示方法等が正しいかを再確認し、完成稿を提出する。同時に、修士論文最終報告会の準備もする。 (5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動についての研究の指導を行う。 (8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作（ルソー『社会契約論』、パーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ロールズ『正義論』など）及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。 (14 木村 高宏) 仮説検証の手法を用いて、公共の課題の研究指導を行う。 (22 河合 晃一) 実証的分析手法を用いて、政治・行政の活動を課題とした研究指導を行う。 (23 本田 哲也) 計量分析や事例分析の手法を用いて、地方自治や地方政治に関する課題の研究指導を行う。 (24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関する従来の研究をふまえたうえで自らの見解を説得的に展開できているか、という観点から研究指導を行う。	

研究指導科目 (研究コースは論文指導Ⅰ～Ⅶの8単位必修、高度専門職コースは論文指導Ⅰ～Ⅷ又は論文指導Ⅰ～Ⅵ及びプロジェクト研究の8単位必修)	プロジェクト研究	(概要) 高度専門職コースの学生のうち、修士論文に代えてリサーチペーパーの提出を予定している者のみ履修できる授業科目である。修士課程修了後に就く予定の職業分野の現在の課題を一つとりあげ、現状を分析し、調査や資料の研究をふまえてその課題の解決策を提言することを目指す。主任指導教員は課題設定、現状分析の方法、調査や資料の選定、解決策等の妥当性に関して指導するとともに、リサーチペーパーへ発展するような研究となるよう助言をする。 (1 足立 英彦) 法理学の実践的・応用的な課題に関するプロジェクトの指導を行う。 (2 石田 道彦) 社会保障の法律関係における受給者の権利利益の多重的な構造の解明という観点から、履修者が設定するプロジェクトの指導を行う。 (3 稲角 光恵) 国際法に関する課題に関するプロジェクトの指導を行う。 (4 大友 信秀) 知的財産法の論点に関するプロジェクトの指導を行う。 (5 岡田 浩) 計量分析の手法を用いた有権者の投票行動に関するプロジェクトの指導を行う。 (6 合田 篤子) 民法、特に家族法分野をに関して、履修者が設定するプロジェクトの指導を行う。 (7 永井 善之) 刑法学上の諸課題の理論的解決に係るプロジェクトの指導を行う。 (8 仲正 昌樹) 近代政治思想の古典的著作(ルソー『社会契約論』、バーク『フランス革命についての省察』、ケルゼン『民主主義の本質と価値』、カール・シュミット『政治的なものの概念』、ローレンス『正義論』など)及びその研究文献を精読しながら、先行研究を的確に把握し、自らが明らかにすべき課題を見出すことができるよう指導する。 (9 中村 正人) 清代刑法の運用実態の解明に関するプロジェクトの指導を行う。 (10 東川 浩二) アメリカ法の諸問題についてのプロジェクトの指導を行う。 (11 山崎 友也) 憲法の最高法規性を担保する制度の在り方・国民の司法参加の正当化根拠に関するプロジェクトの指導する。 (12 大貝 葵) 刑事訴訟法・刑事政策の課題に関するプロジェクトの指導を行う。 (13 長内 祐樹) 今日の社会における諸課題に対する公法的な(行政法的な)論点を取り上げ、その課題解決に関わる論点についてのプロジェクトの指導を行う。 (14 木村 高宏) 公共の課題のプロジェクトに関する指導を行う。 (15 羽賀 由利子) 国際私法の取引法分野(特に不法行為)に関するプロジェクトの指導を行う。 (16 早津 裕貴) 労働法学上の諸課題を取り上げ、その理論的課題の解明・解決に向けたプロジェクトの指導を行う。 (17 平川 英子) 税財政法(特に租税法)上の課題に関するプロジェクトの指導を行う。 (18 福本 知行) 判決手続全般に関わるプロジェクトの指導を行う。 (19 洪 淳康) ビックデータやアルゴリズムに関する問題など、最近のプラットフォーム型ビジネスの台頭を念頭に入れたプロジェクトの指導を行う。 (20 丸本 由美子) 日本法制史上の各種論点を取り上げ、別難度からの検討を試みるプロジェクトの指導を行う。 (21 村上 裕) 会社法上の諸問題に関するプロジェクトの指導を行う。 (22 河合 晃一) 政治・行政の活動に関するプロジェクトの指導を行う。 (23 本田 哲也) 地方自治や地方政治に関するプロジェクトの指導を行う。 (24 横山 智哉) 政治コミュニケーションに関するプロジェクトの指導を行う。 (25 脇田 将典) 会社法に関するプロジェクトの指導を行う。
	インターンシップⅡ	法律事務所、税理士事務所等、法にかかわる職業分野での就業体験を通じて、自らに適した将来の職業を選択する能力を培うとともに、大学院での学習意欲を一層向上させることをも目的とする。また、インターンシップ報告会等を通じて、自らの体験を多くの人にプレゼンテーションする方法をも修得する。